

令和2年第3回砂川市議会定例会

令和2年9月8日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第12号 市道路線の変更及び認定について
議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 令和2年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 一般質問
散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第12号 市道路線の変更及び認定について
議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 令和2年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

高 田 浩 子 君
多比良 和 伸 君
小 黒 弘 君
沢 田 広 志 君

○出席議員（11名）

議 長	水 島 美喜子 君	副議長	増 山 裕 司 君
議 員	中 道 博 武 君	議 員	多比良 和 伸 君
	佐々木 政 幸 君		高 田 浩 子 君
	飯 澤 明 彦 君		増 井 浩 一 君
	北 谷 文 夫 君		沢 田 広 志 君
	小 黒 弘 君		

○欠席議員（1名）

辻 勲 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長 兼 会計管理者	熊 崎 一 弘
市民部長	峯 田 和 興
保健福祉部長	中 村 一 久
経済部長	福 士 勇 治
建設部長	近 藤 恭 史
建設部技監	小 林 哲 也
病院事務局長	朝 日 紀 博
病院事務局次長	山 田 基
病院事務局審議監	渋 谷 和 彦
総務課長	東 正 人
政策調整課長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	河 原 希 之
---------	---------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊 崎 一 弘
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	和 泉 肇
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦

事 務 局 係 長 齊 藤 亜 希 子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 休会中の本会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 和泉 肇君 本日会議に欠席と届出のありました議員は、辻勲議員であります。

○議長 水島美喜子君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第12号 市道路線の変更及び認定について

議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第4号 令和2年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第12号 市道路線の変更及び認定について、議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 令和2年度砂川市病院事業会計補正予算の5件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 北谷文夫君 (登壇) 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告を申し上げます。

9月7日、委員会を開催し、委員長に私北谷、副委員長に中道博武委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第12号及び第1号から第4号までの一般会計、特別会計、事業会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 水島美喜子君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第12号、第1号から第4号を一括採決いたします。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は4名であります。

順次発言を許します。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） 一般質問をさせていただきます。それより先にしなければならぬ事態だと考えるところでありますけれども、第1番ということで質問させていただきます。

大きな1つ目といたしまして、コロナ禍における子供の貧困について。新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりの中、北海道においては2月中旬からの患者の急増に引き続き、第2波、第3波とも言える感染拡大を経験してきており、今後においてはこれまでの経験を生かしながら感染症対策と社会経済活動を両立させていかななくてはなりません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症との闘いは長期化することも見込まれているところであり、次なる感染拡大の波に確実に対応できるよう準備を進める必要があります。このコロナ禍で子供の貧困が全国的に問題になっています。次の点について伺います。

- (1) 砂川市における子供の貧困の現状について。
- (2) 緊急事態宣言後の子供の貧困の調査について。
- (3) 今後の取組みについて。

そして、大きな2つ目といたしまして手話言語条例の制定についてです。言語には音声言語と視覚言語があり、お互いの感情を理解し合い、文化を創造する上での不可欠なものとして人類の発展に大きく寄与してきました。手話は、こうした言語の一つであり、音声言語とは異なる体系を持ち、手指や体の動き、表情を使って表現する視覚言語です。聾者は、手話を自分たちの言葉として継承し、発展させ、大切に育んできました。一方、手話を使うことは、聾学校で禁止されたり、社会の中で差別されたり偏見を持たれるなど、長い苦難の歴史を持っています。こうした状況の中で平成18年12月、国連総会で障害者の権利に関する条約が採択され、手話は言語であるということが明記されました。日本でも平成23年に障害者基本法の一部改正において手話が言語として位置づけられたものの、手話が言語であることに対する理解は十分ではありません。手話が言語であることに対する市民の理解を促進し、認識を普及するため、手話言語条例を制定する考えについて伺い

ます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から大きな1、2を続けてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1、コロナ禍における子供の貧困についてご答弁申し上げます。初めに、(1)砂川市における子供の貧困の現状についてであります。全国的には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、保護者の職業によっては収入が大幅に減少した家庭や小学校の休校や保育所、学童保育所の休止等に伴い保護者の稼働時間が制限、制約を受ける家庭が増えるなど、子供を持つ世帯の貧困化が進んでいることが懸念されておりますが、市では子育て世帯の就労環境への影響を考慮して、感染拡大の防止対策を講じた上で保育所の運営を継続するとともに、本来は休止となる学校の臨時休業中においても学童保育所を開設したことから、その影響はある程度抑えられたものと認識しているところであります。

また、道内で感染拡大が始まった以降も、子育て世帯からの生活支援に関わる相談件数の増加や家庭児童相談等で経済的な不安を訴えるケースが増えるといった傾向は見られず、さらには新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどして経済的に困窮が懸念されるひとり親世帯に対して支給されるひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付分等については、8月から申請の受付を開始しておりますが、最大で約300件の申請を見込んでいるものの、9月4日時点の申請件数は21件となっているところであります。このようなことから、市内では厳しい生活状況に置かれている子育て世帯は少ないのではないかと考えているところでありますが、子育て世帯を対象とする経済状況等に特化した調査は従前より実施していないことや子供の貧困は家庭のプライバシーに関わるため問題自体が表面化しにくく、具体的な件数は不明であります。

次に、(2)緊急事態宣言後の子供の貧困の調査についてであります。緊急事態が宣言された以降も、先ほど申し上げましたとおり、子育て世帯からの生活支援に関わる相談件数が増加した傾向にはないことや貧困に関わる調査は保護者にとって答えにくい側面があり、実態把握が難しいと推測されることから、市として子供の貧困の調査を実施していませんが、新生児が出生した世帯への保健師の訪問や1歳半、3歳など健診事業を通じて全ての子育て世帯との関わりを持っていることや家庭児童相談やひとり親からの相談受付、各保育事業等を通じても随時子育て世帯の状況について把握に努めているところであります。

次に、(3)今後の取組についてであります。個別の世帯状況につきましてはこれまで同様に母子保健事業や保育サービス提供時の保護者からの相談等を通じて把握に努めるとともに、生活支援について相談を受けた場合には生活福祉資金の貸付けや就学援助などセーフティネットとして活用できる制度があることを丁寧に説明するとともに、ひとり

親世帯が資格を取得するための就労支援事業など福祉サービスの周知を図り、自立支援に向けた取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、大きな2、手話言語条例の制定についてご答弁申し上げます。初めに、市内の聴覚障害を持つ方の現況について申し上げますが、昨年度末時点において聴覚障害に関わる身体障害者手帳を所持されている方は105名であり、このうち聴覚障害では最も重い障害である2級の方は15名となっているところであります。聴覚障害のある方に対する市の支援サービスとしては、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、意思疎通を図ることに支障がある方の申請に応じて手話通訳者の派遣を行う意思疎通支援事業を北海道ろうあ者連盟に委託し、障がい者福祉のしおり等でも周知に努めているところであります。このほか、日常生活用具として補聴器等の給付及び修理について扶助しており、昨年度中の利用実績は補聴器の給付が10件、修理が4件となっているところであります。また、手話の普及につきましては、市民団体である砂川手話の会に対して研修費の補助を行うとともに、市のホームページで活動内容を紹介することで自発的活動の促進を図り、手話の普及啓発にも努めているところであります。

手話言語条例につきましては、手話が言語であることを明確にするとともに、手話の普及啓発や施策の推進に努め、障害の有無にかかわらず誰もが安心して生活できる共生社会の実現を目指すことを目的に制定している自治体が多いものと認識しておりますが、北海道は平成30年4月より北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例及び北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例を施行しており、近年は障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に対する市民の理解を広めるための条例を制定する自治体も見られているところであります。市内では、聴覚障害を持つ方の中でも補聴器等の使用により手話を必要とする方が限られている状況にありますが、既に北海道が同趣旨の条例を制定していることも踏まえ、現時点では条例を制定する考えはございませんが、聴覚障害を持つ方への福祉サービスの向上や言語としての手話を普及啓発していく方法などについては障がい者団体、福祉サービス事業者、関係機関の代表者などで構成される障がい者自立支援協議会等にもご意見を伺いながら取り組んでまいります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、順を追って再質問させていただきます。

初めの大きな1つ目、コロナ禍における子供の貧困についてですけれども、1、2、3とありますけれども、関連しているので、併せて質問させていただきます。日本国憲法は第25条において、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。そして、経済的に課題を抱えること自体が生きづらい社会であるということが言われている。今回は、「子どもの貧困調査」、「地域で支える子どもの貧困」等の書籍を参考にしておりますけれども、18歳未満の子供の相対的貧困率は13.9%である。そして、貧困は

既に幼児期から成長、発達に大きな影響を与えている。貧困な家庭では貯金がしたいけれども、できない。母子家庭が最も難しい厳しい状況にあると言われていています。そして、5歳児では貧困度1の54.7%ほどが二人親であり、半数を超えている。子供の年齢が低いほど二人親であっても経済的に厳しい状況にあると言われていています。そして、貧困は連鎖するとも言われています。

先ほどもコロナ禍でのお話もしてもらっておりましたが、コロナ禍の中で、母子家庭等の方々是非正規職員の方々がとても多く、パート収入が減になってしまっている。そして、こちらにもありますけれども、生活をしていくために切り詰めるところはまず食事なのです。コロナで休校になってしまって、給食で栄養を賄っていた子供たちがなかなか栄養を取ることができない。親も子供に食べさせてあげたいけれども、食費を切り詰めるしかないという実情もあります。ガス、水道などを切り詰めたり、止められたりした。そして、冷暖房の使用を控えた。敷金、保証金を利用できないので、住み替え、転居ができないという調査も上がっています。

就学児の子供を持つ世帯においては、貧困が親子の心と体の状態に影響を及ぼしている可能性が非常に高いとも言われています。先ほども、乳児健診等でいらしたときに話を聞いたりしているという内容の話もありました。私も砂川市に転居してまいりましたが、そのときに福祉の方が隣に寄り添って座っていただいて、すごく私が話しやすい対応をしてくれる職員の方もいらっしゃいました。私は全国いろいろな自治体にいたことがあるのですけれども、砂川市は素晴らしいと思いました。そのように、現況届などの手続だけで来られる方に相談につながる声かけなどを行っているかについてまず伺いたいと思います。ここにも資料がありますけれども、支えてくれている人の数、相談相手ということがすごく大切なことのように思っています。その件について伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 支援が必要な方への声かけというご質問でございます。

市では、妊娠された場合にはふれあいセンターで妊娠届を出していただきまして、母子手帳の交付というあたりからお付き合いが始まると思うのですが、妊娠届を出されるときにアンケート調査を行っております。その中では、経済的にと申しますか、今困っているようなことはございませんか等の項目を含むアンケート調査であります。また、相談相手の有無等もお尋ねをしているところでございます。そのアンケート調査、またお生まれになられましたら、新生児の全戸訪問というところも保健師は接点がございますので、そういったところでも声かけをしているところでありますし、また健診は1回目の答弁で1歳半、3歳と申し上げましたが、3、4か月、6、7か月の時期にも同様に健診を行っておりますので、その時点でも声かけを行いまして、生活の状況等、困っていることがあるかないかということ把握しているところでございますし、また児童扶養手当の現況届につきましては毎年8月に提出をしていただいております。その時点において、生活の状況等

については担当者が個別に確認をしている状況でございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 相談につながる声かけということがすごく大切なのではないかと思います。先ほどアンケートの件でも話がありましたけれども、子供の生活の実態調査は、自治体としては住民に尋ねにくい経済的なこと、生活そのものに踏み込んで聞くため、実施しにくいという考えになりがち。住民側も抵抗を持つ可能性も高い。しかし、それは住民にとって調査がどうであって、どう生かされ、施策につながったのか見えないことからくるものも大きいと言われていています。

子供の貧困は7人に1人、先ほども説明ありましたが、ひとり親世帯の貧困率は48.1%、2018年に、先ほど説明しましたが13.5%だったのですけれども、その中でひとり親世帯の貧困率は48.1%、さらに高くなっております。新型コロナウイルス感染症により、支援が難しい、そして支援が届きにくい見えない貧困世帯のグレーゾーン世帯を直接把握し、適切な支援をすることが大切なのではないかと考えております。

保護者と子供たちとよく接するのは保育園の保育士であり、園長であり、そして学童の職員が結構分かりやすいのです。それで、砂川市としても各園へ定期的に聞き取りに行ったり、そして保育園、学童でアンケート調査を行ったりすることについて伺いたいのと、こちらに子供の貧困の対応の流れということで、気づき、状況把握、園内での情報共有、対応検討、状況によって他の関係機関、団体へつなぐというマニュアル的なものがありますけれども、まずは見つけなければいけない。見つけて、そして支援につながることをするためには、保育園、学童等で行っていくことが大切なのではないかと思っておりますけれども、その点について伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 保育所、学童についての対応というご質問でございますが、コロナの以前から子供の状況については、保育所、学童の保育士または支援員については十分に個人個人の生活の状況ですとか身体の状態については把握していただいていることとあります。どのような把握の方法が最も効果があるのかというのは、今議員さんが提案されたようなアンケート調査がいいのか、また個別に子供なり保護者の方に面談して状況の把握に努めるのがいいのかというのは、現行も取り組んでいるところではあります、より改善できることがもしあるのであれば、そこら辺は取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ぜひアンケートなり、今おっしゃっていただいたように支援につながるようにしていただきたいと思っております。

そして、こちらにありますけれども、例えば就学援助は学校のことですけれども、生活

保護、いずれも申請主義の手続であるため、本人が申請対象なのかが分からないというケースがあります。必要な家庭にどうやって支援を届けるのか、そして家庭にとって変化のきっかけになるような仕掛けづくりの検討も必要なのではないかと思います。そして、こちらに全国の子供の貧困についての支援についてありますけれども、例えば貧困連鎖防止を図るために生活困窮世帯の子供に対する学習支援、生活支援を行っている自治体があったり、様々なことをやっている自治体があるのですけれども、先ほども言ったように、自分が対象なのかが分からない。どう申請していいのか。先ほどもセーフティーネットということで伝えていただきましたけれども、分からない方が非常に多いのが現実なようです。そういう声も聞いています。そして、どうですかということで伝えても、大丈夫ですという感じで、本当は大丈夫ではないのになかなか申請に踏み切れない方々もいらっしゃいます。

そういった形で、先ほどのお話の中で住宅を住み替えることができないということもありますので、例えば市営住宅とか、学校教育とか、各部署が連携して砂川市の支援のプリントなどを年に1度ぐらいは保育園や学童の保護者へ届ける。あと、各地で行われている新たな取組について今後取り入れていく考えについて伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 支援が必要な方の把握ということでございます。経済的な支援ももちろん必要かと思っておりますけれども、その前にまず支援が必要な方を把握することも十分必要なこととございますし、また精神的な支援を行うということも必要でございます。そのためには、まず早期にそういった方を把握して支援につなげる、関係機関につなげるという取組が必要かと考えているところでございます。今国の大綱でも妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援ということで、子育て世代の包括支援センターの事業の全国展開も目標に掲げているところでございまして、市でも新年度の事業実施に向けて今準備を進めているところでございます。この部分についてはふれあいセンターが中心になりますので、先ほど申し上げましたとおり、妊娠期から3歳児健診の時期が最も厚くなるだろうと思っております。3歳から5歳の子供さんというのが大体二百七、八十名ほどいらっしゃいまして、保育所なり幼稚園に通われている子が二百五、六十名いらっしゃいますので、9割以上が保育士なり幼稚園の先生等の目で状況の把握というのはある程度できるのかと思っております。

また、9割以上ということでございますので、残りの子供さん方についてはそういった部分の幼稚園、保育所に通われていないような方の実態も把握することも必要かと思っておりますので、そちらについては今後取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 今後も取り組んでいていただきたいと思っております。

続きまして、手話言語条例の制定について再質問をさせていただきます。先ほど北海道

条例のことについては伝えていただけたかと思うのですが、全国的な都道府県や北海道の市町村での制定状況についてまず伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 条例の制定状況ということでございます。全国都道府県47のうち29の都道府県で条例を制定しているようでございまして、全道では27市町の自治体で条例を制定しているところでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 北海道では、先ほどもお話がありましたけれども、2018年に制定されており、市町村でも順次制定されていっているようです。私の調べたところによりますと、この辺りでは赤平市が2017年に手話言語条例の設置をしたようであります。

新型コロナウイルスの終息が見えない中、視覚障害、聴覚障害の方々には、新たな生活の生きづらさと向かい合いながら暮らしています。障害者の方々の6割以上が生活環境の変化に不便を感じていると語り、視覚障害者はソーシャルディスタンスの確認ができない、聴覚障害者はマスク着用で口形や表情が読み取りづらく、コミュニケーションが難しいという悩みの声が上がっています。

私は、半年ぐらい前ですか、砂川市の受付の各窓口で耳の聞こえにくい方という内容のカードが立っているかと思うのですが、来られた場合はどのような対応をされるのかということで尋ねたところ、窓口の職員の方がとても戸惑った対応だったのです。とまどった対応というのが、聴覚障害の方は表情を見てとりますので、とても不安に感じられるのではないかと思います。そういった窓口での徹底も非常に大切なのではないかと思うのですが、その点についてと、先ほども砂川手話の会についてお話がありましたけれども、手話の会の現状と育成強化対策について伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 まず、市の窓口の対応ということで、若干不備なところがあったのかと思います。手話に限らず、接遇全般、来庁される方に不便をおかけしないような対応については、それぞれの所管と連携を取りながら改善すべきところは改善してまいりたいと考えているところでございます。

また、手話の会の活動内容等ということでございますが、市民を中心に十数名の方で定期的に学習会、また研修会等も実施されながら障害を持つ方のサポートをされているということでございまして、市でもその研修の費用の一部については助成をしているとともに、会の活動を市のホームページで紹介させていただいているところでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 先ほどもお話がありましたように、各部署と連携を取って進めていくということがとても大事なのではないかと思います。

23年施行の改正障害者基本法では、手話は言語である。そして、手話の取得が保障さ

れていない。手話条例の制定がとても大切。手の形や位置、動きを基に、手話は表情を活用する独自の文法体系を持っています。音声言語と対等な言語で認め、普及させるための条例をまずつくるのが大切なのではないでしょうか。コロナ禍の中でマスクをしているために、口元が見えない。口の動きが分からない。そして、マスクを外してしまうと飛沫等の問題もあり、なかなか難しい。そして、手話通訳者の仕事も激減しているという報告もあります。先ほどの窓口の対応もそうなのですが、手話条例を制定して、市民の方々、そして砂川市職員皆さんが言語として分かり合って過ごしていくことがとても大切なのではないかと思うのですけれども、その点について市長の考えを伺います。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 手話条例の制定についてのご質問でございますけれども、いろいろ高田議員の言われることについてはそうだと思う面と、手話を必要とする人の数の問題とか、砂川市にも十数名の方がおられて、15名ほどですか、非常に高齢化して皆さん70歳以上の方ばかりで、そのうち手話ができる人が2人しかいないという現状がございます。市長として気にするのは、そういう方が家庭に籠もって外に出てこないというのが一番困るわけで、それは手話を必要とする人だけではなくて、例えば身体障害者など足が悪い方とか、いろいろな方がいて、それが表に出ていって社会参加できるようなまちをつくらうというのが私のもともとの基本理念でございますけれども、担当部長も話しておりますけれども、道で条例ができていっているのもございますし、たまたま砂川市は毎年定期的に職員を採用して研修もしているのですけれども、窓口に新人が配置されたときに連携が取れなくて、恐らくそのときには後ろにいる方に聞いて対応したのだらうと思うのですけれども、戸惑う方も新人職員ではおられるというのは我々の研修をもう少しきちんとしていかなければならないと思っているわけでございますけれども、私自身は条例ができるからいくという考えではなくて、実態的にはどのような手順を踏みながらどういうことをやるのだということを示すほうが先なのだろうと。

例えば足の悪い人の社会参加のためにはタクシーチケットを出したりしながら、うちの制度を独自につくって行って、家に籠もらないというのを、条例ではなくてそういう制度をつくりながら社会参加しようというのがもともと私の考えでございます。うちの実態を見ると15人のうち高齢者が随分多いと、若い人たちはどこに行ったのだらうという感じもしないわけではないのですけれども、恐らく若い人たちは違う方法とか、医療が発達してある程度そんなひどくなるのが少ないのか、私も分かりませんが、言われたことをもう少し行政的に検討させていただきたいと。ここでやるとは今言いかねますけれども、実態をもう少し調査させていただいて、どういう方法が一番いいのか、啓蒙活動は幾らでも広報等のできるのですけれども、条例もつくればできるのですけれども、そうではない方法も模索しなければならないというのもございます。お時間をいただければと思っております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして一般質問させていただきます。

大きな1点目、コロナ禍における災害時の避難所について。いまだ終息の見えない新型コロナウイルスとの闘いが続いていますが、そんな中でも昨今の異常気象による集中豪雨や震災の危機に直面した際には避難所を開設し、市民の安全を確保しなければなりません。しかし、避難所でのクラスターの発生の防止を同時に行わなければならない今、3密を避け、安全に避難していただくことが果たして可能なのか、全国的にも喫緊の課題となっています。そこで、以下についてお伺いいたします。

- (1) 現行の地域防災計画の見直しについて。
- (2) 感染症対策を考慮した避難所開設に向けた訓練の実施について。
- (3) 分散避難への取組について。

大きな2点目、砂川市立病院におけるお見舞い対応についてです。コロナ禍において、現在砂川市立病院ではお見舞いを制限しています。不特定多数の方々が病院内に出入りすることによる院内感染のリスクから病院を守るという措置は、これからも必要不可欠ではあります。しかしながら、入院されている患者さん、またそのご家族や親族にとっては、会いに行きたくても会えないという現実が続いています。全国的に見ても同様の現状ではありますが、我が子が生まれても会うことができない。親のお別れにも立ち会えないといった嘆きや、入院し、これから手術に向かう子供が不安の中、孤独に過ごさなければならない。また、高齢者や体が不自由な患者様が頼りにしていた入院中の身の回りのお世話をしてくれる人がいなくなったり、不自由な入院生活を余儀なくされたりしています。また、誰にも会えない、話ができないというストレスから病状の改善が遅れているなどの様々な弊害が出ています。

そこで、現在の市立病院のそれぞれの点において状況はどうなっているのか、またそれに応じて何か対応策を行っているのかをお伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 大きな1点目、コロナ禍における災害時の避難所についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)の現行の地域防災計画の見直しについてであります。砂川市地域防災計画の見直しにつきましては、国の災害対策基本法や防災基本計画が改正され、この改正に基づき、次に北海道の北海道地域防災計画の改正がなされることから、国や北海道との整合性を図りながら、修正内容を反映し、砂川市地域防災計画を見直すこととしていただいております。国の防災計画は、令和元年東日本台風に係る検証を踏まえ、本年5月に新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、一部修正をされておりますが、北海道地域防災計画はいまだ修正されておられませんので、北海道地域防災計画が修正された段階で速や

かに砂川市地域防災計画を見直す予定としております。なお、コロナ禍における災害時の避難所運営につきましては、5月に北海道版避難所マニュアルが改正され、この改正に基づきまして7月に砂川市の避難所運営マニュアルを感染症対策を加味したものに改正済みであることから、今後災害発生した場合にはマニュアルに従い、感染症対策を加味し、避難所を開設、運営することとなります。

2点目の感染症対策を考慮した避難所開設に向けた訓練の実施についてであります。8月24日に中空知5市5町で構成する中空知定住自立圏構想推進会議の防災専門部会の主催で新型コロナウイルス対策を踏まえた避難所準備訓練を行っておりまして、本市からは防災担当や避難所対策班が参加し、受付、検温、トリアージ、段ボールベッドや仕切りの組立て等を実際に体験しており、間仕切りをすることで間隔やプライバシーを確保できるが、収容人数は大幅に減る。災害時には、避難所にこだわらず、親戚、車内泊などの必要性もあることなどを実感したところでありまして。また、平成27年度から各指定避難所で実施しております防災訓練を今年度は条件の厳しい冬期間における避難所運営や宿泊を体験する訓練として実施する予定でありまして、この訓練時には受付、検温、トリアージなど感染症対策を含めて実施する予定でございます。

3点目の分散避難への取組についてであります。大きく2つの取組を行っております。1点目は、分散避難がコロナ禍において3密を避けるために非常に有効であることから、避難先は、小中学校、公民館など指定避難所だけではなく、安全な親戚、知人宅等に避難することも選択肢として準備していただくことなどを市民へ周知する取組であり、5月19日に市のホームページ、砂川市ライン公式アカウントによる情報発信、7月には全町内会へビラを配布するとともに、広報すながわ6月1日号、8月15日号でも周知を行っているところでございます。2点目は、できるだけ多くの避難所の開設を行う取組であり、民間等の施設を避難所として使用できる協定先を増加させることやコミュニティセンターや老人憩の家などの公共施設を、災害の規模、種類にもよりますが、避難所としての活用も視野に入れていることを指定管理者へ情報提供しているところでございます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から大きな2の砂川市立病院におけるお見舞い対応についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国的にも病院での面会が制限される中、当院においても入院患者さんの安全を第一に考え、院外からの感染リスクを減らすために本年2月28日から全ての方の面会を制限させていただいており、ご家族などの皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしております。当院の現在の面会状況につきましては、当院で作成している新型コロナウイルス感染症の発生レベルと対策指針に沿って対応しておりますが、現在の発生レベルでは面会は原則禁止となっているところであります。

ご質問の出産時や終末期、手術の患者さん、症状の急変した患者さん等につきましては、

主治医の判断により面会を可能としている場合もあります。その場合は、感染予防策として問診や発熱の有無の確認、マスクの着用、手指消毒の徹底をお願いしており、さらには院内で感染が確認された場合に追跡できるよう、面会記録を作成しているところであります。また、高齢者や体が不自由な患者さんの付添いについては、従来より原則許可しておらず、身の回りのお世話を含めて看護師や介護福祉士が行い、入院生活が不自由にならないよう、また患者さんのストレスを少しでも軽減できるよう、各病棟において日々努めているところであります。なお、面会につきましては、今までも面会時間など一定のルールがございますが、いまだに新型コロナウイルス感染症の終息の気配が見えない中、例年秋から冬にかけて流行するインフルエンザなども含めた院内感染防止を視野に入れ、今後の対応を検討しているところであります。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順次再質問をしていきます。

まず、避難所の関係の(1)現行の災害時避難計画の見直しですけれども、実際結局のところ災害が起きたときに何を基準に行動していけばいいのかというものが今どういう状況になっているのかということを知ることができなかったわけなので、今マニュアルがもう既につくられているということで、防災計画の見直しについては道の動向を見ながら今後速やかにというお話がありましたので、迷うことなく皆様が受ける何かがあるのなら、それで問題ないかと思えます。

2番目の感染症対策を考慮した避難訓練の実施なのですが、こちらは一部の職員がということで、広域での防災訓練に参加してコロナ時の防災、避難所の開設のノウハウを得てきたのだらうと思えますけれども、それを実際開設する人たちに下ろしていかなければいけないのだらうと思うのです。得た知識、経験というものを、これで実際すぐ来週にでも台風が来て避難所を開設しなければならないといったときにそれが行き届いているような状況にあるのかどうなのか、その辺りについてお聞かせ願いたいと思えます。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 避難所開設に向けた取組ということでございます。今年になってからのコロナ禍における避難所の新しい開設の仕方ということで、開設を担当する職員が100%その部分を十分理解しながらやれるかという、なかなかそこまではいっていない。もし明日あった場合はどうなのだといったときには、なかなかそこまではいっていないというのが現実としてはございます。ただ、先ほどご答弁しましたけれども、通常開

設、今までの開設だけであれば、受付をして、名前を書いてもらって、いてもらうというところが、その場でこういう指示をお願いしますというところが少しチェックする数が多くなるという部分がございます。ただ、うちの職員にそれを指示、ペーパーで渡しても一定程度は理解できる範疇のものでないかと、受付、検温、トリアージ、こういう場合はこうするのですというところはペーパーにしておけば、職員であれば見れば一定程度は対応できるだろうとは思っていますけれども、経験に勝るものはございませんので、できるだけ今後、今年の冬の部分もありますけれども、今まで避難訓練といいますが、こういう被害があつて逃げてくるのだ、それからこういうものがあります、こういう被害がありましたという啓発の部分があつたのですけれども、実際に避難所を運営する部分というところで特化した訓練はしていません。

全部の部分を網羅的にやらなければならないという部分の啓発はあるのですけれども、その中でも今までは段ボールベッドの組立て方というところを防災訓練でやったりというのがあつたのですけれども、その辺は今皆さんが注目されている部分でございますので、今年の冬にやる部分についても、寒さに耐えるにはどうすればいいというところの冬期訓練なのですけれども、冬期というのは当然インフルエンザも含めて感染症の対策という部分もありますので、少しそういう部分を厚めに訓練をしながら、それから来年度以降になりますけれども、その訓練の在り方については十分内部検討をして、もしものときの本当の訓練という言い方はおかしいかもしれませんが、私どもの職員側の訓練の一つとしてもしっかりとやっていきたいと思つているところでございます。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 刻一刻と状況が変化する中で、防災避難所の在り方というのが、今は大分こう避難所を開設したらいいのではないかとというのがいろいろな事例が出てきておりますので、その辺りも開設する担当の皆さん、もしくは職員全員になるのかもしれないのですけれども、一度目を通すような仕組みづくりというものをお願いしたいと思います。事前にある程度予備知識というか、そういうものがあると、実際に訓練はまだしていなかったときに避難所開設ということになつたとしても、ある程度ビジョンというか、避難所のイメージというものが共有できているとスムーズに開設に向けて取り組むことができるのではないかと思います。

今北海道のほうで、D o 防災という、避難所での感染症対策検証結果に係る動画の配信についてということで、日赤看護大学の根本教授が出演されている合計15本に及ぶ動画が作成されております。項目だけ挙げますと、検証概要、車両避難の受付、検温スペース、体育館レイアウト、段ボールベッドのゾーニング、簡易網戸の設置、テントスペース、食事スペース、清掃、消毒、次亜塩素酸ナトリウムの希釈、臨時手洗い場、携帯トイレ、体調不良者受付、経過観察室、体調不良者専用室という15個の項目、これを見ると感染症の対策をしながら避難所を設置するためにはこういうことに気をつけなければいけないと

というのがすごく易しく説明されているという感触は受けます。そして、1本当たり3分から5分という動画なので、そんなに負荷がかかることなく、空いた時間で見えていただくことができるのではないかと思います。この辺りを職員の中で共有していただいたりとかして、いわゆる感染症対策を講じた避難所の設営ということで見ていただくということは可能でしょうか。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 道で編集してユーチューブに、私も1話というか、最初の15項目あった部分だけはさっと見た部分でございます。まさに避難所を運営する職員向けの説明に特化したようなユーチューブ画像だという理解をしているところです。四、五分からの15本ということなので、それを掛け合わせると1時間、2時間かかってしまうので、それだけで職員の皆さんを集めて見ましようというのは、組織の中で業務を持っている中ではなかなか難しいというところもあります。紹介する分については積極的に紹介したいですし、時間が許す限り見ていただきたいというのは避難所、防災担当としてはあるのですけれども、どの程度できるかというのは、せっかく道がつくってくれているものですので、当然防災のメインの総括班については熟読するというか、見せていただきながら有効に活用する。活用される部分は、詳細はこちらにありますという紹介をしながらも、職員にも見てもらえるような手はずをどうにかつくりながら活用していきたいと思っております。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 マニュアルの紙ベースでも共有できるのかもしれませんが、映像という、自分たちでこういうのをつくろうと思ったら大変なので、せっかくこういうものをつくっていただいているので、それぞれが一度空いているときに目を通していただくと、見ていただくということは必要なかとは感じます。

ただ、この中で一部気になるのは、体調不良者の受付から、経過観察室と体調不良者専用室というものが項目としてあるのですけれども、確かに避難所においてそういう部分というのは別室という形に恐らくなるのだらうと思うのですけれども、その辺りに関してはマニュアルの中でもう既に検討されているのかどうか、その辺りを確認したいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 体調不良者については、前段のトリアージする段階で熱がある方についてはいつか、学校が避難所になる場所については教室を活用して、少し別な場所にいてもらって経過を観察したり、専門家の意見を伺いたいという部分については新しい避難マニュアルありますし、今までも避難所の中で体調不良の場合については福祉避難所というところを活用しようかという判断材料もありますので、そういうところは十分気をつけながら運営に当たっていききたいと思っております。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 分かりました。避難所の設営に向けてということでもう一つ、職員だけではなくて考えなければいけないのは、例えば消防の方たちであったり、消防団の方たちであったり、または防災協定を結んでいる地域の団体、そういったところも情報の共有というものが必要になるのかという気はしますけれども、その辺りについて新しいマニュアルができたことによってそれは周知されているのかどうなのか。また、今後の訓練において協力体制というのはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 防災上の協力団体等との部分については、これは今までどおり変わらないということでございます。また、避難所の運営につきましても、基本的には職員が配置されるというところはあるのですけれども、避難所自体が長期にわたる場合については、避難所を活用されている皆さんに自主運営をしていただくというのが基本的な考えになっています。ただ、自主運営までいかないところであれば、当然防災上の協力団体も含めてご協力を願わなければならないことは出るかもしれないのですけれども、そこまでまだ前提としては準備はしていないところでございます。今ほどお話があったように、消防団も含めてですけれども、団体の役割というのはメインの役割がございます。それを終えた後のその後の役割については災害によっても変わるとは思いますけれども、十分連携を取りながら、市民の方に不安のないような防災対策をしていきたいと思っております。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 役割がそれぞれ違うというのも当然ありますけれども、そういった方たちは基本的には防災意識の高い人たちでありますので、その辺りにこういった動画があるということを知ったりとか、それぞれに予備知識があることは非常に大切だと思いますので、情報提供等を行っていただきたいと思っております。

それでは、3番目の分散避難についての取組なのですが、これは何度か市の広報等でも、それから防災ラインでも出していただいているのですが、市民の皆様が広報すなわをどれだけ読んでいるのかということとか、ラインの登録数というのもありますけれども、ちょっと難しい、周知するのは難しいという気がするのです。紙ベースとかということに慣れてきていない世代とかということも当然ありますし、その辺りも、分散避難は結局たくさんの人に知ってもらって、意識してもらって考えてもらっておかないと、すぐに行動は恐らくできないだろうと思うのです。後になってから分散避難を考えておいてときちんと広報したではないと言ったって、見ていなかったら難しいのだろうと思うのです。そこは命に関わることなので、徹底した周知はしていかなければいけないのだろうという気がするのですが、その辺の分散避難、それぞれ考えてもらうきっかけづくりというものも具体的に何かしたほうが良いという気はするのです。

今後どういうあれになるか分からない。例えば全市民を対象にしたアンケート調査を行

うとか、災害だけでなくでもいいのですけれども、何かのきっかけと一緒にそういうものを組み入るとか、そういった形でそれぞれ個人個人に、いざ避難しなければいけないときに例えば親族は砂川市内とか近隣にいらっしゃいますかとか、避難所に行くことが第一義的に優先されるのか、車中泊ということが可能なかどうなのか。その辺も含めて市民一人一人に何とかして考えてもらうきっかけをつくりたいと思うのですけれども、その辺りに踏み込んだことはできないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 分散避難の部分でございます。今年からこういう取組ということでありまして。今回九州での台風被害の前段で、大規模な災害になりますというときに、ニュースの部分で見ると、ホテルが満室になっていたというのを聞いて、一定程度理解されている方もいるのだというのが今回初めて分かったというところなんです。私どもも、広報でお知らせする。それは、1回ではなく2回、3回していかなければならないということでお知らせはしていますし、私たちだけでなく、北海道の区域だとか、日本全国で避難所の在り方の部分、コロナ禍における部分で避難所に入れないのではないかとということからの分散避難でございますので、結構注目されている部分も多いのではないかと。今回の九州の例を見るとそういうことが動きとしてあるということは、ある程度広くはなってきたのだらうとは思いますが。ただ、砂川市が砂川市民に対して発する部分として、全員にどうしましょうということとはなかなか難しいのですけれども、広報紙、チラシも一緒にしましたけれども、広報紙を断続的にですとか、あと今ライン通知の中で広報紙を出しているときにお知らせさせていただいていますけれども、そのお知らせのピックアップの部分ではそういうお知らせもしていますというところを文字で伝えたりだとか、細かに発信をしながら、なかなか全員の方に行っているかどうかということまでは確定はできませんけれども、いろいろな種類を考えながら、こういう避難の方法もあるのだというところは周知させていただきたいと思っております。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 分散避難、あと次の場所の拡大ということで、避難所を少し数多くしていく取組ということでもお話がありましたが、先日、北泉岳寺さんでしたか、防災協定を結んで、避難してきてもいいということでの協定があったかと思うのですが、そういう形で、あれは経費が分からないので、これから広げていくという段階で市からアプローチしていくのか、それとも公募していくような形になるのか、どういう形で拡大に向けて努めるのかというのを教えていただければと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 今回北泉岳寺さんの申出、非常にありがたい申出でございました。お寺の会があって、今代表をされているというところで、仲間にも話をしながら、できるのであればという情報もいただいているところでございます。避難所に使うというこ

とは、一定程度サイズがないと、一軒家に住んでいる人が私の家をどうぞということにはならないものですから、企業さんですとか、寺院さんもそうですけれども、あとは私どもが持っている公共施設というのは、先ほども答弁しましたけれども、コミセン、老人憩の家というところは、避難所になっているところもありますけれども、指定避難所でないところもあります。そういう活用も含めて数多くの避難所を確保していかなければならないのが今の状況でございます。

大きい施設をお持ちのところについては、言っていただけるのが一番ありがたいのですが、それぞれの使い方もありますので、その辺は重々避難所になるべき施設の状況を見ながら、物によっては私どもから働きかけるという方法も必要なかと思っておりますし、管理をされている皆さんから申入れいただけるのが一番ありがたいと思っております。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 言っていただけるのが一番ありがたいということですが、そういうのを求めているということ発信しないと向こうもアクションを起こせないと思うので、どの辺りも含めて周知徹底ということになろうかと思えます。

結局広げていくとか場所をいろいろやっていくということになると、それぞれにまた今度備品が必要になってくるのかという気がしますし、マニュアルは順次更新、そういうところができるたびに更新していかなければいけないのだろうと思うのですが、その辺りは今現在の感じだと備蓄品関係で心配はないのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 備蓄品の量については、市民1人、避難されている方1人当たり用意する食料ですとか水というのは一定程度、分散避難になっても避難する数というのは基本的には変わっているのですけれども、12か所に対して1個なり2個なりを予定している備蓄品というのは、当然避難所が多くなれば多くなるほど足りなくなるというのが現状でありますし、今私どもが用意しているのは12の避難所を基本に考えているものですから、12の倍数を確保している備品とかがあります。それらについては、今後、一気にそろえるということにはならないのですけれども、順次よく準備をしながら備蓄していきたいと思っております。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 考えれば考えるほどいろいろなものが必要になっていたり、順次準備していかなければいけないものが出てくるのだろうということは思いますけれども、異常気象というのか、もう常習的になってきているところもありますし、今のこの暑さも異常といえば異常なのかという気もしますが、すぐにでも対応しなければいけない事態を想定しながら準備を進めていただきたいと思います。

また、難しいのは、自主防災意識とか、それから市民一人一人の防災意識を高めるということが非常に大事になってくるのかと思います。ただ、市の広報やラインを使ってということの限界も感じますし、もっと報道の皆様のお力をお借りするだとか、また今後一番市民の中に出てお話しされるであろう市長なんかもこの辺りのことを市民の皆さんに、挨拶のときにでも少し加えていただきながら市民の防災意識を高めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 私がいろいろなところに出かけたときに、その中で分散避難等について挨拶の中で触れたらいかがですかということですね。今年コロナで私の出番もすごく少なくなっているのですが、先ほど言われた日本赤十字北海道看護大学の根本教授の講演会、2時間か3時間ぐらい、すごく長かったです。私も7月に受けてきまして、なかなか分散というのは難しいと、正直言って訓練したりある程度周知していないと、みんながばらばらで行くので、総体を把握できるのだろうかというのは実感としてあって、それが訓練してある程度動向を把握していないと難しいかと。また、災害の規模によっても、こちらが想定するような災害が起きてくれないというのがございますけれども、昨日の台風10号の場合ですと気象庁が風速60とか、すごいことを言っていますので、みんなあの辺の家は古いですから、木造で吹き飛ばされると、それで自発的にホテルに入っていったというのがございますけれども、気象庁の報道で流す役割というのは非常に大きいと思うのです。

砂川市が平成28年の災害のときには避難率が6%ですから、なかなか避難してくれないという現状ですけれども、分散とか、いわゆるマンパワーの問題だとか、備蓄品は全部そろえているのですが、実際には課題はまだ山ほどありますので、それらも踏まえて、私が出かけるところで時間が許す会合であれば、私からもその研修を圧縮したところで、市民の意識を高揚するようなどころでは挨拶の中で言っていきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 よろしくお願ひいたします。

次に、病院の関係のお見舞いについてですけれども、今ご答弁いただいて、状況によってはがちがちではないですというお話をいただきましたので、ほっとしたのですが、一部面会についても当然リスクを抱えながらということで、徹底した管理の下でやられなければいけないのかと思うと、ただでさえ大変な中でこういうことまで考えていかなければいけないというのは非常に大変だ。ご苦労さまですというところで、医療従事者の皆様には感謝したいと思います。

ただ、全国では、結局終息がいつになるのか分からないというところから、いつまでもこのような状態でいくのは難しいのかと。また、さらに今後もこういった制度、仕組みをつくっておけばいろいろなことにこれからも対応できていくのかということで、全国でい

ろいろな事例があるので、その辺りのところで砂川市は今後どうしていくのかというのを聞いていきたいと思うのですが、まずは空いたスペースを利活用して面会室を新たに設置しているということも少しずつ出てきていると。コロナ対策を施して、パーティションで仕切るですとか、部屋の中に透明なクリアな間仕切りをして、いろいろな方法はあるのでしょうか、顔が見られる安心というか、そういったものはすごくありがたいのだろうな、双方にとってというところで、面会室を設置するところが出てきているのですけれども、その辺りは予算もかかることですし、それからスペースの問題、いろいろあるかと思いますが、砂川市立病院としては可能性としてどうなのかをお聞きしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 コロナに関連して、これまでの面会方法ではなくて新たな面会、その中でも面会室の件についてでございますが、病院は新しいとはいえ、全ての用途で今スペースを使っている中で、新しいところをつくるというのは現状としてはなかなか難しいところはあるのですが、例えば病棟の中のデイルームというか、食事談話室の横に家族控室というのがあるフロアもあるのです。そういったところの活用ですとか、あとは病棟まで上がらないにしても、病棟とオンラインでつなぐようなことも今計画していますので、相談室を一時そういった面会の場にしようとする考えでいるところであります。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 面会室はそれなりに、イメージとして一番いいのはベッドごと移動できて、ベッドが入るスペースがあって、緊急な対応もすぐできるような状況になっていて、そのかわり透明なカーテンだとか、アクリル板だとかで間仕切りをされて感染症対策を施した上でというのが全国でやられている事例ではあるのですが、そのようなものも難しいということで、今ほど言われたオンラインでというお話がありましたけれども、なかなかそこまで設備的に難しい、スペース的に難しいとなると、今オンラインでの面会というのが整備されつつあるようなのです。やり方は様々なのですが、患者さんと、それからオンライン面会場所というものを設置したり、もしくはそれぞれのご家庭からの相互的なオンライン面会。いろいろな手法があるのですけれども、これには病棟内や、もちろん自由に動けない患者さんを想定すると、寝泊まりしている病室の中からオンライン化しなければいけないのかという気がするのですが、基本的には院内というのはペースメーカー歩誤作動だったりだとかということで電波の使用機器がなかなか難しいと従来から言われておりますけれども、その部分も踏まえた上でオンライン面会のこれからの在り方について、もし検討されているものが今あるのであれば教えていただければと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 オンライン面会につきましては、コロナ禍においてなかなか面会ができないということで、病棟を管理している看護部を中心に、病院の中の事務部

門のシステムを担当している者も併せてこの間協議をしてきております。先週ぐらいで大体必要物品もある程度整ったということでございますので、先ほど申しましたが、1階の面会室を使ってまず試験的に、デモといいたまいますか、試験運用といいたまいますか、2つの病棟ぐらいを選定をして、全面運用に向けて今デモをやろうという段階に来ております。それが今日とか明日ぐらいにできるかという状況までできていますので、まずはその状況でどのぐらいの需要があるのかとか、その場所を決めることによってどういった弊害が出るのかとか、あと病棟側のほうは個室の人であればほかの患者さんにも迷惑をかけずにオンラインでやり取りができると思うのですが、多床室、4人部屋とか、そういう人の場合は先ほど言った家族控室であるとか、周りの人に迷惑がかからない、なおかつプライバシーにも配慮できるというところを見つけながらやろうと思っております。問題がなければ10月ぐらいから全面的にできればいいという今の段階です。

オンライン面会のやり方ですが、どこの病院さんもだ大体似たようなやり方をやっているのですが、基本予約制で、1人20分間ぐらいを想定しております。それには終わった後のパソコンの消毒の時間とかも全部ひっくるめて1人20分間ぐらいを想定しております。1時間に3人、平日の午後の3時間ぐらいを予定しておりますので、大体10人ぐらいはご要望があればお答えできるのではないかと今考えているところであります。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 病院でそこまでもう既に準備されているというのはありがたいと思います。ただ、職員の皆さんもまた仕事が増えていくのだなということ考えると心苦しいところもあります。患者さんの心身状況、要するに心の状況というのも治療の効果が上がる、上がらないということに大きく寄与するということもありますので、考えられる範囲でぜひお願いしたいと思います。ちなみに、今考えられているオンライン面会に関しては有償になるのか、無料でサービスとして行われるつもりなのか、その辺りだけ教えてください。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 無償でやろうと思っております。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 無償でやっていただけるということで、ありがたいと思います。あとは、携帯電話なんかをお互いに持っていれば、ある程度ビデオメッセージ等の機能を使いながら、病院のものを使わなくても個人のもを使用しながらオンライン面会を随時やっていただける部分も出てくるのかと思うのですが、そこも原則携帯電話は禁止ということで入院の説明の概要の中には書いております。その辺りは、携帯電話の使用を段階的にどうか、場所を選定して、個室であればオーケーですよとか、いろいろな形で緩和していただきたいと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 かつて電子機器というか、医療機器に影響があるということで、携帯電話の使用につきましては院内全面禁止というような、もう10年以上前でしょうか、旧病院のときからあったのですが、デバイスというか、携帯電話と例えばペースメーカーの距離が20センチぐらいでしたか、そのぐらい距離が離れていればそんなに影響はないということも分かってきましたし、ただエレベーターの中で近接、ぎゅうぎゅう詰めの中で誰かが着信をしたらということもあるので、どこでもフリーでオーケーですとは今はまだなっていませんが、病棟でいけば、デイルームであるとか、もともと公衆電話が入っていた電話ボックスみたいなものがあるのですが、そういった2つがあって、今電話ボックス、公衆電話2台のうち1台撤去していますので、そういったところも、携帯電話、スマホを含めて許可というか、使えるようにしていますし、個室であれば周りの方に迷惑がかからないということもあって、そこら辺も今柔軟に対応しているところでありま

す。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 分かりました。私がネットの中で市立病院のホームページから入院に対する注意事項みたいなものを見ていたときに、携帯電話はいまだに原則禁止と書かれていると思うのですけれども、それはそのままいいのですか、直したりとかは、今の状況を教えていただければと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 それは、入院案内の在庫がどの程度あるのか、今分からないのですけれども、実態に即したように表現は今後変えていきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 こんな時期なので、入院をこれから控える方も非常に不安な気持ちを持っているのだらうと思いますので、何ができて何ができないのか、その辺りではっきり伝えられるものがあるのであれば、入院時の説明ですとか、ホームページ上でも構いませんので、このような対応をしているということで周知いただきたいと思いますし、またそのオンラインの面会が可能な状況になるのであれば、その辺りもこれから入院を控える、もしくは体調に不安を抱える人の安心にもつながろうかと思ったり、また入院されている方も利活用をどんどんさせていただきたいと思ったりするので、広報活動についてしっかり行っていただきたいと思いますが、最後にその辺りをどのような形で広報していくつもりなのかというのを聞かせていただければと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 先ほど言った入院案内もそうですが、入院時に配付するようなペーパーもそうですし、実際今お産で来られるお母さん方は比較的若い方が多いので、スマートフォンとかも皆さん持っていますので、ご本人の希望があれば出産時の動画をお母さんのスマホで撮影をしてあげて、生まれたばかりの赤ちゃんの動画を撮ったりとか、

お母さんのメッセージをご家族の方にお母さんのほうから配信してもらえるためのお手伝いも今しておりますし、あとは病棟内でもある程度SNSを使った動画の配信というか、動画を撮ってというのはほかの方に迷惑のかからない範囲の中で認めておりますので、そこら辺も患者さんに十分伝わるように周知していきたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を始めてまいります。大きく3点お伺いをいたします。

大きな1点目に市立病院における総合診療科についてお伺いします。砂川市立病院に今年4月から総合診療科が設置されました。以下について伺います。

1点目、どのような症状の患者さんが受診するのかを伺います。

2点目、受診への流れについてです。

3点目、市立病院における総合診療科の位置づけはどのようになっているのかを伺います。

4点目、総合診療科の設置により、今後の市立病院は在宅医療を含む地域医療の充実につながられるのかを伺います。

大きな2点目として、発熱トリアージについてお伺いします。新型コロナウイルス感染症の院内感染予防対策として5月より行われている発熱トリアージですが、最近は検温をせず、問診に変わっています。以下について伺います。

1点目、発熱トリアージの効果について。

2点目、発熱トリアージの流れについて。

3点目、発熱トリアージの結果、別の場所で行った診察数についてお伺いいたします。

大きな3点目は、コロナ禍の移住、定住促進についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大と長期化によって、若い世代を中心に密な都会を避け、地方への移住、定住を望む人が増えているようです。砂川市でもこの機会を捉えて、都会からの移住、定住の促進に向けた取組を強化する考えはないかをお伺いいたします。

以上です。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 (登壇) それでは、私から大きな1、総合診療科について及び大きな2、発熱トリアージについてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1の(1) どのような症状の患者さんが受診するのかについてでありま

すが、総合診療科は特定の臓器、疾患に限定せず、多角的に診療を行う診療科でございますが、医療法施行令においては広告可能な診療科名として認められておらず、院内のみでの標榜科であり、診療報酬請求上は内科となります。ご質問のどのような症状の患者さんが受診するののかにつきましては、腹痛やせき、吐き気など複数の症状がある方でどの診療科に受診したらよいか分からない状態の方などを診療しています。

次に、(2) 受診への流れについてであります。内科で受付後、外来で看護師が問診をします。本市では、患者さんの症状、他院への受診状況などを確認し、どの疾患に当てはまるか判断していますが、疾患を判断できない場合などに総合診療科にて診療する流れとなっています。

次に、(3) 総合診療科の位置づけについてであります。近年内科は消化器、呼吸器、血液など臓器や疾患ごとに細分化され、疾患全般を幅広く診療する総合診療科についても内科の中の一つの専門分野となっており、当院においても内科の中での専門分野としております。

次に、(4) 総合診療科の設置により、今後の市立病院は在宅医療を含む地域医療の充実につなげられるのかについてであります。総合診療科医師の現在の状況は通常の外来診療業務と週1回の訪問診療を行うほか、北海道立羽幌病院と市立美唄病院に派遣し、それぞれ診療を行っております。ご質問の今後の在宅医療を含む地域医療の充実につきましては、総合診療科に経験豊富な医師が赴任したことにより、外来診療の充実と在宅医療の質向上に取り組んでおりますが、今後も今まで同様、近隣の医療機関や介護事業所、市保健福祉部、地域包括支援センターなどと協議し、地域包括ケアシステムを構築する関係機関と連携するとともに、当院の役割として求められている地域に足りない医療、地域に必要とされている医療に病院全体でできる限り応えていきたいと考えております。

続きまして、大きな2、発熱トリアージについてご答弁申し上げます。初めに、(1) 発熱トリアージの効果についてであります。発熱トリアージは5月18日から入り口を正面玄関1か所に集約した上で、当院に来院する全ての方に対しトリアージを実施しており、開始当初は体温測定を実施しておりましたが、6月15日より検温を中止し、発熱、息苦しさ、強いだるさ等の症状確認などの問診によるトリアージに変更しております。ご質問の発熱トリアージの効果といたしましては、発熱等の症状がある方とない方の受診動線を区分けすることにより、受診患者並びに職員が発熱等の症状がある方と接触する機会が減るため、院内感染の防止及び不安解消に効果が出ていると考えています。

次に、(2) 発熱トリアージの流れについてであります。正面玄関前で手指消毒をしていただき、その後トリアージにて発熱等の症状がある方につきましては救急玄関より院内に入ってください。救急外来待合において看護師が腋下による体温測定及び詳細な問診を実施した後に救急外来診察室において内科系の医師が輪番で診療を行います。また、専門的な治療が必要な方については、基本的には各診療科の専門医が救急外来で診療して

おります。なお、抗がん剤治療、尿路感染症など発熱の原因疾患が判明している患者につきましては、看護師による問診を実施した後、一般外来での診療としております。

次に、(3) 発熱トリアージの結果、別の場所で行った診察数についてであります。5月18日に開始以降8月31日までに延べで1,310名の方がトリアージされ、1,177名の方が救急外来、133名の方が一般外来にて診療されており、1日平均でトリアージ数が17.9名、救急外来での診療数が16.1名、一般外来での診療数が1.8名となっております。

以上です。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 大きな3、コロナ禍の移住、定住促進についてであります。

移住、定住の取組については、市民や民間団体と団体の方たちと市が組織しておりますすながわ移住定住促進協議会により、移住希望者に向けた仕事や住生活並びに移住の支援制度などの情報発信や首都圏で開催されている移住相談会などで砂川市のPR活動のほか、移住体験事業であるすながわお試し暮らし事業を実施しているところでございます。このうち、本年度の移住体験事業については、体験住宅2棟を準備し、募集を行った結果、13組27名の申込みがあり、うち8組15名の利用を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言の発令により、東京を含めた7都道府県を対象に外出自粛の呼びかけがあったこと、また道知事からも緊急事態宣言地域から北海道に訪問する者に対して来道後2週間の外出自粛の要請などがあったことから、移住定住住居促進協議会での協議の結果、4月9日より一時的にお試し暮らし事業を停止したところでございます。その後緊急事態宣言が全面解除されたことから、準備の整った6月29日の利用者から事業を再開し、感染予防対策を行った上で受入れを再開しており、これまで3組9名の利用があったところでございます。

コロナ禍の移住、定住促進についてであります。感染拡大の予防を前提とした新しい生活様式の下での新たな移住相談の取組として、一般社団法人北海道移住交流促進協議会が移住に取り組む市町村と移住希望者がつながる場所、機会として主催するインターネットを利用したオンライン移住相談会に参加することとしております。さらに、移住に関する情報ツールであるすながわ情報メール登録者1,142人及び協力隊のフェイスブックによる呼びかけにより参加を募集する砂川市独自のオンライン移住相談会を今後実施する予定としております。このように、コロナ禍であります。新しい生活様式を取り入れた感染予防対策に留意しながら、従前のような対面形式での事業を実施するほか、インターネットを利用した新たな事業にも取り組み、引き続き移住希望者のニーズに即した情報提供や相談業務を行うこととしていただいております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、総合診療科の関係なのですけれども、一番新しい市立病院の広報紙「ひまわり」に今回総合診療科のご紹介ということで載ってまして。これを読んでもなかなか難しいのです。北海道弁がきついなという感じで、なかなか読みづらいのですけれども、ただ、今のご答弁でいくと、あまり症状がはっきり分からないとか、これから聞いていくともっとはっきりするのかと思うのですけれども、市立病院のホームページの中で総合診療科はどこ位置にあるのかと調べてみると、先ほどの答弁どおりで、内科の中にあるようなのですけれども、ただ内科の中でもお医者さんによっては（総合）という人もいれば、それから総合診療科で木村先生というところもあつたりするわけです。結局は、今の話でいくと内科の中に総合診療科があるというお話だったのですけれども、これは普通でいくと何とか科という別建てであるのが普通かと思うのですけれども、先ほど何か気になる広告可能な診療科ではないというお話もあつたのですけれども、そこをもう少し詳しくご説明をお願いします。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 広告可能な診療科というご質問でございますけれども、まず広告可能な診療科、いわゆる標榜科なのですけれども、これは医療法の第6条の第6第1項の規定によって、医業及び歯科医業については、医療法施行令において診療科名として具体的に規定したものに限り広告可能とされているというのがあります。医療法の施行令の中の第3条の2というところに広告をすることができる診療科名というのがきちんとありまして、いろいろ説明はあるのですけれども、大きく言うと内科とか外科とか、そういう単独で診療科名としてできる診療科、許されている診療科、それから身体や臓器の名称と組み合わせることが可能な診療科、要は消化器内科とか、心療内科とか、そう分かれているのもありますし、あとは従来から広告されている例えば総合診療科を標榜しているところがあると思うのですけれども、それは以前から、この法律が改正される前からそういう診療科を広告可能というか、標榜しているところについては経過措置で認められていると、そういうことが定められておりますので、私たち総合診療科をつくったときには、もうこの改正でそれは標榜できない、広告が可能ではない、広告したら駄目だという診療科になっていますので、それで内科の中に総合診療科というものを設置したというところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 あまりよく分からなかったのですが、難しくて。普通でいくと、よく私たちは条例で、例えばついこの前だと心療内科というのを条例で決めたりするわけですよ。そうできないという解釈でいいかどうか、ここを確認させてください。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 そのとおりでございます、外に、要は外部にそういう名前を出しては駄目だということでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 「ひまわり」を読んでも、せっかくだいい診療科、あまりこうほかの病院ではないような、かかりつけ医というか、具合が悪いのだけれどもみたいな感じで、はっきりと胸がとかではなくても診ていただけるという、非常に患者としては助かる科ができたと思うのですけれども、その科を単独で表示ができないというか、広告ができないということになると、患者さんがどうやって、市立病院に行って総合診療科にかかりたいのだけれどもというときに非常に難しいと思うのですけれども、そこでその流れというのも聞いてみたのですけれども、その流れとして、総合診療科に受診するためにはどう流れていったらいいのか、これも詳しく説明してもらえますか。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 流れでございますけれども、まず患者さん自身で症状がいろいろあるとか、分からないときに本人が総合診療科にかかりたいのだという場合も総合診療科にかかりますけれども、先ほど言ったように内科の中ですので、内科でまず受診を、1回目で答弁しましたけれども、した後に問診をします。そこで看護師さんが判断できないで、頭が痛いとか、何となくだるいとか、熱がとかという風邪症状みたいなものとか、あとは逆に看護師の中で複数の病気を疑うとか、そういった場合に判断がつかない場合がありますので、そういうときには総合診療科の先生に回すというか、診てもらおうという流れになっています。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 かかりつけ医から紹介状を持っていくというのが何となく難しいような科になるのかなと、私は今のお話を聞いていると思うのです。そうなったときには、内科ということなので、もし紹介状持っていかないで総合診療科に行くとするならば、その初診料が砂川市立病院では内科、循環器が3,800円になるのかな、消費税上がって。その他と大分差ができることになるのですけれども、そこは総合診療科であっても内科と同じということによろしいのですか。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 内科の中ということでございますので、税別で3,500円、税込みで3,800円かかるということは同じでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 実は、私が今回質問しての一番大事だと思うのはこの4番目なのですけれども、木村眞司先生という先生ですけれども、よくぞ砂川市立病院に来ていただいたと思う先生なのですけれども、4月に総合診療科に副院長として着任された木村先生なのですけれども、札幌医科大学の地域医療総合医学講座の助手から41歳の若さで2005年に赤字で苦しむ松前町立の松前病院というところの院長に就任されて、総合診療科というものを導入して黒字病院に大きく転換させていった実績の持ち主の先生でいらっしゃる、

特に地域医療や何かに関してはとても詳しい実績を持たれている先生だという話を聞いています。

この先生が来られたことによって、前から地域包括ケアシステムということに関して言うと、在宅での医療というか、ここがなかなか市立病院にしても、それから市内のお医者さん方も高齢化になったり少なくなってきたということも含めて、なかなか在宅医療に入っていくのが難しいという部分がずっとこれまで議会でも議論がされてきていたところであったと思うのです。そういう意味でいくと、今後総合診療科というか、木村先生が市立病院に来られたということが砂川市にとってみると、より地域包括ケアシステムというものが充実していくような気が私はするのですけれども、この辺の病院としての考え方、先ほどの非常に大ざっぱな答弁だったわけですが、今後そういう意味で期待されるようなところというのは市立病院がどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 地域包括ケアシステムの関係でございますけれども、在宅医療とか地域医療というのは包括システムを進めていく上ではもちろん大切なものだと考えています。当院の役割としては、まず基本的には急性期の病院、急性期がメインの病院ですので、在宅医療だけを充実させていくということにはまずならないのかと考えています。ただ、地域の実情も踏まえて在宅医療とかも増やしていかなければならないということもありますので、今後はその辺りのバランスを考えながら地域医療のほうも推進していかなければならないとは考えています。

基本的に今の在宅医療の当院の状況としては、みとりを中心に訪問診療とか訪問看護を行っているのですけれども、今後通院困難な高齢者の方ですとか、在宅での生活を希望する方とか、そういうニーズは上がってくるのだらうとは思っています。木村先生と連携室で少しお話をしたみたいですが、1人医師が増えたからといって急にどれだけ充実させられるのかというのはなかなか難しいのかと思います。ましてや、今4月から来て5か月ぐらいの中で木村副院長もいろいろ考えることがあると思いますので、今後先生を、先ほど議員さんがおっしゃっていたように松前で成果を上げたというのは、若い医師が木村先生の総合診療というところの考え方に感銘して集まってきたということころがありますので、そういうふうに医師が少しでも多く集まってきていただければ、それはまた大なり小なり地域医療を充実していくにはかかわっていくことになるのではないかという話もされているようですし、病院の方針にもよるのですけれども、先ほども言ったように地域といろいろ協力し合いながら、連携を取りながらやっていけばと病院としては思っております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 実は、平成28年の9月議会なのですけれども、私は一般質問で在宅医

療に関してお伺いしたことがあったのです。そのときに市長が答弁に立たれて、地域医療で有名な先生が松前にいるのだと、そこと今後連携を取りながら、何とか若い先生でもいいから、養成した地域医療に強い先生に砂川市立病院に来てもらって、そうすることで、慢性期の中でやる医者というのはなかなかいない。砂川の場合は急性期を望む先生方がより多く来るので、なかなか在宅医療というのは難しいものなのだというお話をしつつ、今後松前の病院の先生とも連携を取りながら、何とか在宅医療に対して力を入れていって、いわゆる地域包括ケアシステムというものを完成していきたいというお話をされたのです。まさにどんぴしゃの先生が、若い先生ではなくて、まさにその指導的な先生が今市立病院に副院長として来られたということなのです。ここには市長の努力も結構あって木村先生に来ていただいたということもあると思うのですけれども、こういうことが実現したということの中で、今まで一番砂川市としては市民も望み、それから市長も地域包括ケアシステムを完成させたいという思いの中でありながらも、在宅医療あるいは地域医療というところの少しの弱さというところに対して、こういういい先生がこられたということについての、そして今後の砂川市の地域医療ということについての市長のご所見をぜひお伺いできればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 28年の話はあまり詳しく年度は覚えていないのですけれども、たしかそのような話を。といいますのは、もともと松前の病院にいて、総合診療というか、在宅医療の道を開拓していつている先生で、そこに憧れて若い医者が集まってくると。だから、松前町がその拠点病院になる予定だったのだけれども、いろいろなことがあってそこを出ざるを得なかったということで、私が思い描いていたのは、砂川市立病院は急性期の病院なのです。そこで、慢性期の在宅医療も一緒に併せてやるというのはなかなか現実には難しいというのは私は理解していました。砂川市立病院の中で急性期の医者の中に入ってやるのはつらいかなと。だから、近隣の病院で在宅医療でないと生きていけない病院のところでは何とかやっていただいて、そことの連携をできればというのが当時の私の考え方でした。現実的にはなかなかそうはならず、木村先生は大学のほうに行かれてしまったということで、その道はうまくいかない結果だったのですけれども、どういうわけか、私の力ではないですけれども、砂川市立病院に来られて、そこは恐らく事業管理者か院長でないとその辺の判断、医療の世界ですから、難しい判断の中でうちに配置したのだらうと思います。

その中でこれから目指す医療は、砂川みたいな急性期の病院はまずいろいろな患者が来ると。そのときには、今外国でやっているのはまず総合医が診て、この人は内科だと、この人は原因を見ているとどうも内科のようだけれども、外科だと、その振り分けするというのが本来的に外国である総合医なのです。それが日本にはないものですから、そこで振り分けたほうが医療費の軽減というか、分からないまま勝手にこれは内科だと思って行っ

て、診てみたらそこではなかったというのはよくある話なものですから、それを正すために国では総合医制度をもっと普及させて、その中で一時的に診て診療科を振り分けるというのが本来と、もう一つの総合医のやり方とすれば、イギリスなんかで見られるのですけれども、かかりつけ医、そこで全部認定して、その代わり研修を受けて、内科以外のことも覚えていて、そこである程度やるという。私が言っているのは、そういう医者、イギリス型の医者を定着させて、慢性期というか、いわゆる在宅医療の中でやっていくシステムをつくらうと、むちゃなことを言っていたのですけれども、何となく今の事業管理者も協力してくれて、それなりに診療、在宅医療で行っていただいているというのもあるのですけれども、急性期では正直言って急性期に特化してやらなければならないというはざまの中で、市長のわがまま言った在宅医療とのはざまで大変な思いをされているのだろうと。だから、当時28年に言ったのは、近隣のどこかに在宅医療の専門の病院があって、うちは急性期でやっていて、そことの連携の中でやるのが一番無理のない方法なのだろうというのが当時の思いでございました。なかなか市長の思うようには、医療の世界も難しくていかないところもございまして、私の苦しい胸のうちの一端でも分かっていたいただければと思います。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ずっと急性期で砂川市はやってきて、中空知の医療圏のまさに中核病院ということになってきていると思うのですけれども、ただ砂川市民にとってみると、急性期は安心なのだけれども、もちろん慢性期型の包括ケア病棟もあるのも分かっているのですけれども、ただ急性期を脱したその後はよそのまち町の病院に行ったり、あるいは施設に行ったりしなければならぬ。在宅でというのも家族の負担もいっぱい大変なことではあるのですけれども、なかなか在宅医療を望んでも、先ほど言ったように、まちのお医者さんも高齢化して少なくなってきているしという意味からいうと、市立病院がそこら辺も、大変だろうけれども担ってもらわないと、砂川市民の安心というのがさらに高まっはいかないだろうというところであったと思うのです。そういう意味では、まさにその専門である先生が今回来られたということからしていくと、一気にはいかないであろうと思うのですけれども、そこを何とか目指しながら進んでいってほしいと思うのですけれども、この辺の可能性です。総合診療科ということ、どういう科だということも市民にももっともっと知っていってもらわなければならないし、在宅医療ということについての理解ももっと深めていっていただかなければならないと思うのですけれども、そのために市立病院がやっていくべきこれからの動き方というのをぜひ伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 地域を支えていかなければならない医療機関だと理解しております。在宅医療についても、医師だけではなく、今訪問看護ステーションができておりますので、そこでできるだけカバーをして、在宅にいる患者さんたちを診療していく、

訪問診療を行っている総合診療の方とか、事業管理者も今行っていますし、各診療科の先生も訪問診療に自分の患者さんで出て行っていることもありますので、そこら辺は少しずつでも強化できて充実していけたらいいのかと思いますし、地域医療連携室というものがありますので、その中で、これは近隣のクリニック等もそうですし、医師会、介護事業所とか、そういうところとも連携しながら、少しでもいいシステムができ上がるように病院としてもやっていきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 砂川市議会はあまりうるさくなく、院長を追い出すようなことはないと思いますので、ぜひ木村先生には長く市立病院にいていただいて、地域医療のために頑張っていたきたいと思います。

それで、次の発熱トリアージの関係なのですけれども、これは大変な作業をされているなど。自分でも病院へ行くときもそこを通過して行きましたし、外から見ても、かなりの職員でやっているのです。それで、最初は熱を測ってはいました。先ほどからも発熱トリアージと書いてあるのだけれども、今熱を測らないで問診になっているのです。ここまでの過程というのが何で問診になってしまったのかなど。最近私の耳に聞こえてくるのは、発熱トリアージ、病院へ行ったのだけれども、熱も測らないで、ただ何かカードみたいなものを見せて、そこは話さないようにしているのでしょうかけれども、あんなのではもし仮に熱があっても黙って入れるではないとかと言われることが多くなってきたのです。そのところがあまり誤解されていては困るなど思うものですから、まず発熱トリアージといながら熱を測らないで、ただ問診で終わってしまっているというところがどうしてそうなっているのかをお伺いします。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 発熱トリアージの関係で検温の中止ということですがけれども、5月18日から最初は熱を中心に、そのときには37.5度とか、国のほうで言われている体温を測定して、そこで判断していた。一月ぐらいたって、検温を中止したのが6月15日からなのですけれども、そのころ発熱を伴わない症状の感染者の方が出てきているということもあって、熱だけ測っているのでは不十分であると。うちの感染対策推進室とか、そういう中で協議をして、それであれば、熱は測っていませんけれども、問診で熱はありますかということ聞いて、ないと言えは測ってきているということだと思いますので、熱の部分はそこでカバーする。あとは、風邪症状とか、息苦しさとか、だるさとか、あとは感染者の接触、これはあまりないのでしょうかけれども、聞いたり、感染がはやっている地域、そういうところに行って何かしてきているかどうかという問診もしていますので、そういう症状のほうで今は確認させていただいている。

もう一つは、熱を測るのですけれども、例えば昨日の夜熱が出ていた。そのまま熱があるまま外来に来る人は熱を測ったら分かるのですけれども、例えば解熱剤とかを飲んで、

熱だけだと解熱剤で熱が下がっているときに熱を測っても熱は分からない、下がっている
ので。そういう状況もあるだろうということで、6月15日から検温を中止して問診にし
た。問診を聞いた後に、熱を測ってきていないという人がいたり、具合が悪いという人は、
その後に非接触型の体温計で熱は測っているという今の現状でございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 発熱トリアージに対して何人ぐらいの職員が関わっているのですか。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 当初始めたときには、問診というか、まず外回り、手指
消毒とかをお願いするのに3名、真ん中のトリアージで2名、その後に看護部で問診1名
で6名から始まって、これも労力的にかなりきついという状況でありますので、そのとき、
そのときの状況、感染者の数とか、この辺で出ているのか出ていないのかとか、クラスタ
ーが起きていないのかとか、いろいろ振り返りをしながらやっていて、現在は朝の6名は
変わらないのですけれども、少しすいてきた時間体、区切っていますので、午前中は4名、
昼からは3名ということでやっております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今コロナ禍で市立病院も大変な忙しさの状況だと思うのですけれども、
そこで6名の職員が毎日あそこに立ってチェックをしているという状況だと思うのですけ
れども、よく最近は病院なんかでもサーマル何とかと、要するにもっと大人数の人たちの
熱のチェックをできるような機械がどんどん新しくなっていると思うのですけれども、
そういう発熱トリアージというやり方というのは今の市立病院では難しいのか、そうす
ることによって職員がそんなに多くなくても、しっかりチェックできるのではないかと思
うのですけれども、その辺のところはどうなのでしょう。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 熱を測るサーモグラフィーとか、そういうような機器の
ことかと思えます。先ほどの検温を中止した理由と同様に、全てそれが有効ではないとい
うわけではございませんけれども、発熱症状を伴わない感染者、感染を疑う方には熱だけ
ではないということ、またサーモグラフィーは外気温の影響を受けることがあるというこ
ともあります。極端に暑い日や寒い日、これによっては、置くところにもよるのでは
しょうけれども、うちは中に入れないようにしていますので、外でもしやると測定温度にばらつ
きが多少出るというところも考えています。例えば検温だけして振り分けて、中に行っ
ても100%それが回避できるということでもないですし、そういう理由で問診にしている
というところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 これを時間をかけて、人をかけてまでもやっつけていかなければなら
ないという、その意義です。大変なことだろうなと思いつつながら、市立病院には大体1日900

人ぐらいの患者さんが見えられているはずですが、お見舞いはなかなか行かれないにしても、業者さんであったり、いろいろな方々も出入りするということを含めていくと、もしかしたら1,000人も超えていくような人たちに対して入り口は1か所しかつくっていませんので、みんながそこで問診を受けて、今発熱トリアージをやっているという状況だと思うのです。ただ、別の部屋に行く人たちというのは1日に17.9人、数%の人がそこで救急の外来に行ってトリアージを受けているという状況なのだろうと思うのです。ここに向かつては、しっかりとした病院としての意義づけをお伺いをしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 まず、職員なのですけれども、確かに労力をかけて、通常業務でない部分で早く出てきたりしなければならぬ。ほかの病院のことは分かりませんが、感染症の指定病院というところで、きちんとそういう役割を職員も分かってこういう業務に臨んでいるのだとはまず思っています。そういうことによって、職員ももちろんそうなのですけれども、患者さんにも、例えばどこかの病院でクラスターが出てるとか、ああいうふうになったら、もしうちがそういう状況になったらこの辺の地域が成り立たなくなってしまうということもありますし、そういう使命感をきちんと職員は持ってやっているということで、それが院内感染防止につながっているでしょうし、受診患者さんも、熱とかそういう症状がある方が一般の外来の中に紛れ込むと言ったら失礼ですけれども、隣に座ってせき込んでいる人がいらっしゃったら、こういう時期ですと心配になります。そういうものを回避して、安心を患者さんにさせているという、そういう不安を解消させているということは病院としての使命なのかなと思っています。

例えば熱のある方とか症状のある方、熱のある方が外来に問診で素通りされたとしても、外来の問診のところできちんとそういう患者さんは熱も測ったりしますので、そこで例えば熱がある、高いとなると一般外来で診察しないで救急に行って診察もしていますので、そういう意味では患者さんの不安を解消するというところできちんとうちの病院は、それで100%院内感染を抑えられるかという、それも難しいのかもしれませんが、最大限の努力をしてそこら辺は抑えていかなければならないと認識して、事業管理者以下職員は対応しているというところがございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 流れの中で、そこで何か症状を訴えられた場合に外を通過して救急外来のほうから入り口に入って行くのだろうと思うのですけれども、今までで1,310人ということだったので、コロナの関係の患者さんは今までは全くいなかったということではあると思うのですけれども、この段階でPCR検査するわけでもないし、多分ですよ。コロナであるかないかということが先生には分かるのかどうかというのは、そこはどうなのですか。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 その辺は医学的などころになるのかもしれませんが、回ったときに当番の医師が、まず看護師がもう少し詳しい問診をして、医師が診察をしています。その診察している部分で検査して、例えば肺炎像が出ているとか、発熱がしばらく続いているとか、そういう医師がコロナを疑う患者さんがいた場合にはそこでPCRの検査を依頼するという形になっていますので、医師がまず診察して、ただの風邪だねというときはそのままそこで診療がお薬を出したりして終了する場合がありますし、あと先ほどみたいに疑う人は検査に回すという場合がありますし、それはその患者さんの症状によりますので、現状としてはそういう区分けとなっています。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それで、これまで検査に回った人っているのですか。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局次長 山田 基君 このトリアージから救急に行って、疑いで検査を出した人は四、五名はいます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 とにかく内部に感染者を出さないような、前でいかに止めていくかということなのだろうと思うのですけれども、ただこれからというのは、よく最近テレビなんかでの報道で、秋から冬にかけてはインフルエンザと、それからコロナと一緒にやり始めるのではないかと。これは非常に両方とも似た症状のものであるということからすると、最初の段階の発熱トリアージで大変なことが起こるのではないかとと思うわけですよ、今度は。今なら1日十何人ぐらい、これでも僕は大変だと思うのだけれども、中に入って行って、救急外来で診る先生はいろいろな症状を診ながら、そこで帰ってもらったりとか、診察で終わって帰ったりとか、違う科に行ったりと、こういうことをやっているのだろうと思うので、今後秋、冬にかけてもしも同時にということになっていったときに、それこそ発熱トリアージのところでパンクしてしまうのではないかとと思うのですけれども、その辺の対策というのは、そんなことがなければ一番いいのですけれども、予測もしながら対策を打っていかねばいけないと思うのですけれども、そこは具体的にはどうなのでしょう。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 議員さんご心配しているとおり、私たちも秋、冬にかけて、通常であればインフルエンザがはやる時期で発熱の患者さんも増えていこう。ただ、今年にかけては春先、コロナがはやった頃に、手指消毒とか、そういうものがきちんとされていてインフルエンザの患者さんもかなり減っていたのです。そういうこともありながらも、今後どうなっていくか、コロナが終息していくのか、また今議員さんがおっしゃったようにどんどん増えていくのかというのは当然分らないような状況で私たちも動いています。ただ、それを心配といいますか、検討しなければならないのは当然だと思っ

ていて、先月ぐらいから毎週1回、トリアージをどうするか、それから数が多かったときに診察室は救急のところでも間に合うのか。もっと言ったら、たくさん来たときに別に場所を設けなければならないのか。もしくは、問診をしていますけれども、問診だけでいいのかどうか。全ていろいろな面を看護師、医療技術、事務、医師も含めた中で今まさに検討しているところでありますので、それは今後そういう対応についてきちんと確立していきたいと思っています。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 よその病院では、そこに備えて発熱外来みたいなものをつくろう、つくったとかという報道も見るのですけれども、うちの場合というのはなかなか、例えばスペース的にすぐ道路だったり駐車場だったり、意外と場所がないのではないかなと思うのです。今のテントを張っているだけだって入り口のど真ん中に張ってあるし、せっかくの駐車場からの入り口もそこは通れないようにもなっているし、これがいつまで続くのだろとも思うのですけれども、まさに救急外来の中だってそんなに広いスペースはないではないですか。一回そこを見たいと言ったのだけれども、拒まれて見られなかったのですけれども、大変な状況になっていくという可能性も含めていくと、発熱外来みたいな形でやれるような状況というのは少しでも考えられるのかどうか、何とか今の状況の中で工夫をしていかなければならないという今の砂川市立病院の現状なのかどうかをお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 山田 基君 発熱外来という、名前はどのような名前になるか分かりませんが、そういうものも先ほど言った検討の中の一つとして入っております。救急外来は、今待合がビニールシートみたいなものをつるして、17区画ぐらいに分かれています。そこに入ると感染しづらいようになっているのですけれども、そこで間に合わない場合もありますので、建物を別に例えばプレハブみたいなものをどこかに設置するのか、それも場所によっては周りにあるのかどうか、駐車場を潰してやるべきなのか。そういうのも含めていろいろ検討はしています。ただ、発熱外来とうたってしまっ、うちの病院でどこかにつくってやると逆に、今普通のインフルエンザの方とか、近隣とか地域のクリニックにかかっている方々も発熱というキーワードでうちの病院に皆さんが集中してしまうという、そういう懸念もあるので、そこも含めていろいろ、うちの病院でどうするか、あとはクリニックさんとか、そういうところとも少しお話をしなければならないのかなということも考えています。発熱外来をやるという方向性は出ているわけではありませんけれども、検討事項の一つには入っているというところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大変な状況の中で大変なことをしていかなければならないという状況だと思うのですけれども、この秋、冬にかけて今私が話したような心配がなければいいなど

思いつつ、これからも医療に関しては頑張っていってほしいと思います。

最後のコロナ禍の移住、定住の促進ということで今回質問しようと思っていました。先ほどの答弁でオンラインの移住相談もやるという話が出て、これぐらいはやらないのかと言う予定だったのですけれども、そちらのほうから1回目からやるという話が出たので、では終わりますという感じなのですけれども、ただ若い人たち、特に都会の若い人たちにとってみると、何とか東京ではなく地方に行って、移住、定住を随分考えている人が多いそうで、内閣府で調べて東京23区の20歳代の若者たちに聞いたら、地方移住への関心に変化はありましたかという問いに対して、移住への関心が高くなったと答えた人が何と35.4%もいたということなのです。これは、いつまでたっても東京はコロナ何百人という、こういう状況を考えると、しかも先ほどのリモート移住の相談ではないですけれども、テレワークだとかということが普通になってきている若い層にしてみれば、やはり地方に行って働いてということは非常に関心が高くなっているのだと思うわけです。

移住、定住というのは、今までは定年退職を迎えた人たちを何とか呼び込もうというのが通例でしたけれども、だんだんコロナの前から若者たちも関心が高くなって、コロナということになって余計若い人たちの関心が高くなったということを考えると、地方にとってみればここが何とか移住、定住が増えていくきっかけになったらというのは普通考えるのだと思うわけです。砂川市に若者の移住、定住を促していきたいと今も思っているのですけれども、そういう中で砂川市にとって強みとか弱みはどんなふうを考えているのか、移住、定住を促すための強みとか弱み、こういうところがということを少しお話しただけだと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 移住、定住を率先して地方に来てもらうために、現場の人間としてそれぞれ担当者が砂川市の魅力を発信していたり、それから仕事の部分も含めて発信はさせていただいております。東京、関東圏といいますか、都会に住んでいる方が思う北海道の魅力というのが砂川と札幌と富良野とどう違うのだというのはなかなか、首都圏の中から比べると北海道は一くくりかなと思うものですから、砂川の特色をどう発信するかという部分については、札幌の距離感ですとか、旭川の距離感ですとか、それからふだん目に見える環境というのを発信しながら、紹介しながら、こんなまちですよということはお話しさせていただいているのです。移住される方のまさに必要なものという、住まいもそうですし、何せ収入がなければ生活できませんので、収入の部分、この辺が当初移住、定住の協議会をつくりながらスタートしている段階では、先ほど議員さんがおっしゃるように定年退職者をメインとして、そういう方々に来てもらいましょうというところで、来て住みながら地域の人と交流しながら、いいまちだねと感じてもらいましょうというのがお話しハウスでした。

今はもっと若い年代になってきているので、とすれば当然、この間もおっしゃられてい

ましたけれども、仕事がありますかというところは、どちらにしても仕事がない中で来れるというのはなかなか可能性が少ないものですから、仕事はありますかというところについては、そういう雇用関係の部門と連携しながら、当然移住、定住をご案内するイベントにはそういう手持ちを持ちながら行かせていただいています。その際でも、こういう仕事ですというところは胸を張ってご紹介はしているのですけれども、首都圏等の人にとってみると収入の金額の面に関するとうとうとも既存の収入より上がることがないというのが実際問題あります。それらも踏まえて、私どもは物価も安いというところも紹介しながら、一応移住してくださいという思いを率先してそれぞれ職員みんながご案内さしあげているというところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今は弱みしか聞いていないのですけれども、強みというのは何かないですか。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 失礼しました。

北海道というくくりというところで話したのですけれども、自然が豊かだというところは北海道のイメージとして非常に皆さんお持ちになっております。具体的にということになりますと、私ども写真とかで紹介するのがオアシスパークですとか、それから北光公園の眺めですとか、そういうところは紹介させていただいております。住んでいる上で目に入るものについても紹介させていただいて、住みやすいですよという話もさせてもらっていますし、また砂川の地理的な部分としては北海道の一番の都市である札幌には50分で特急で行けるのだ、バスでも高速バスで1時間ちょっとだという交通の便、その辺は紹介させていただいているところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 何か今のだと若者が来たいなという答弁ではないなという感じがするのですけれども、最近テレワークで、砂川も今定例会の予算で市内全域に光ファイバーが引かれるということになるわけですから、別にまちなかではなくても農村地域でも十分テレワークもできるということもこれからは非常に強みになってくるのかと思うわけですが、実は先ほど仕事がありますかという話がなかなかびったりと都会の人と合うところがないというお話があったのですけれども、実は砂川には仕事があると私は思っていました。一番は砂川市役所の職員、ここは安定しているし、家族で来ても大丈夫だし、そういう意味でいけば、前から言っている社会人枠の職員を一人でも二人でも枠を増やせば、たちまちいい仕事があるよと言えらると思うのです。いつか市長も何となく乗り気になってきたかなと思ったのですけれども、実は今年もう職員の募集が始まっていますけれども、見ても社会人枠というのは一つもないという状況で、まさに今はそういうところで一つの仕事という意味でいえば、家族で来てもらったら一気に4人も5人も人口が増えるという

ところなので、ぜひとも仕事枠を砂川市自らが増やしてほしいと思っているのと、うちには大きな病院がありまして、ここには専門的な部署でも、看護師さんも含めてもいいですし、都会の有能な優秀な若い人たちに来てもらうということで、いつでも市立病院も募集もしていますので、まずはそういうところも非常にアピールをしながらやってほしいと思いますが、社会人枠のことで話を聞いたらまずいかなと思っただけですが、部長はこの点に関しては絶対やらないといういつも答弁なのです。この辺で少し強みを生かしませんかという質問をさせてもらっていいですか。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 ご案内のとおり、今年度の職員採用については高卒、大卒という形で職員採用を9月1日からさせていただいているところをごさいます、社会人枠については今回についても募集しないと。ただ、資格者の部分については若干広く、年齢を高くというのは引き続きやろうとは思っております。人事管理上凸凹する部分の管理をするのがなかなか難しく、突然30、40歳の方が組織に入ってきて、円滑に事業が回るかどうかというところは非常に私的には苦勞されるだろうなと思いがらいるのですけれども、まずは砂川市の人事的な年齢構成的には平均して採用をずっとさせてきておりますので、ここへきて年齢高いところを採るということは若いところを採らないということにもなってしまうので、なかなかそれが難しいというところは何年も答弁させてもらっているのですけれども、ご理解いただきたいと思いますし、先ほど病院のほうの移住の関係で病院の医療技術者等については、病院では地域を固定しているわけでもないですし、年間通して非常に多くの職員の募集をかけております。移住相談会等でそういう資格がある方が来た場合については、まさにいい病院があるというところはPRしながら移住につなげられるのではないかなと思うのですけれども、市の一般事務の中での社会人枠、それから前歴等を加算しながら給与を決めるのですけれども、東京で働いている40歳の方が地方に来て砂川市役所に入って、給料どうなりますかといったら激減すると思えます。そこについては、40歳だから40歳の給料をもらえるかということになるとそうではないので、なかなか条件はいいですよというPRの仕方はできないということもあるということとはご理解いただきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今回の通告はその部分ではないので、ただそろそろ少し新鮮な風というか、砂川市の職員の中でももう少しいろいろと変わったタイプと言ったら変かな、そういう人たち、都会の風みたいなものを少し入れてもいいのではないかと思いますし、先ほども言ったとおり、20歳代から30歳代が地方で何とか暮らしをしたいという希望が一番出ているときだということもあるので、今こそいいチャンスかなと実は思っているのです。

そんなことを言いながら、最後の質問なのですけれども、オンラインをやるということ

なのですけれども、これは具体的にどんなやり方をして、どんな対象、そしてどんな発信を、砂川のいいところをどんなふうにもオンラインでやっつけようとしているのかをお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、北海道で暮らそうということで一般社団法人北海道移住交流促進協議会が主催する部分に砂川市が参加するというので手を挙げております。これについては、今日リハーサルも職場ではやっているのですけれども、今週の12日、13日を日程として、北海道で一応枠を取って首都圏の方とやり取りをしましょう。そうすると、砂川の紹介をしてほしいという方とうちの担当者がオンライン上で面談してお話をする。私どもからは、砂川はこういう場所です、こういうところですよというPRをさせていただく。お客様からは、どういう場所でしょうか、どういうことがあるのでしょうか、聞きたいことをどんどん聞いていただいてやり取りするというのが、北海道で暮らそう！オンライン移住相談会と銘打ってやるのが今週末でございます。

あと、それは北海道全体が手を挙げて市町村がやるのですけれども、砂川市独自ということで、これはまた後日実施しようと思っているのですけれども、同じように、今ほど私どものメール会員であります1,000人を超す会員の方がいらっしゃいますので、そういう方々と日程を決めて、うちの担当者とネット上で、今の状況、今砂川の状況はどうなっている、経済状況も含めて聞かれるかもしれないかもしれませんが、面談してやり取りをするということなので、私どもが首都圏へ行って紹介するのと比較的変わらないような形でできるのではないかと考えています。疑似的に砂川を歩くという方法があればもっといいのかもしれないけれども、まずはオンラインの移住相談会としては面談するのをオンラインでやりましょうということをやろうと考えております。砂川の独自の部分は10月1日以降、随時日程を決めながらやっつけようかなと考えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 コロナで会えないからリモートでという、この枠ばかりではなくて、こういう時期だからどういう発信の仕方ができるということをもう少し若い人たちも中心になって知恵を絞ってほしいなと思うのです。東京へ行って顔を合わせているということではなく、地元からいろいろな絵と動きと共に発信できるはずだと思うものですから、ただの面談ということではなく、もう少し新しい斬新なアイデアの中でぜひこのチャンスを、若者を移住、定住促進するための私はチャンスでもあると思うものですから、そんな形をぜひ取っていただきながら進めていっていただきたいと考えております。

以上で終わります。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時21分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) それでは、通告に従いまして大きく1点について一般質問を
してまいります。

大きな1点として、ヒグマの出没による対応についてであります。市内においては、ヒグマの目撃や足跡の発見などが頻繁に発生している状況です。8月下旬頃からは、特に空知太地域にある住宅地付近において連日のようにヒグマの目撃がされ、そのような状況の中を石山団地や新石山団地を含む周辺に住んでいる皆さんからも不安な声が多数寄せられております。市としても、地域住民の安心、安全な生活を守るために対策を講じて日夜努力をされていると思います。そこで、以下について伺います。

- (1) ヒグマの目撃出没状況について。
- (2) ヒグマ出没による対策、取組について。
- (3) 地域住民の生活への影響と周知などの対応について。
- (4) 今後ヒグマ出没を防ぐための方策についてであります。

以上、1回目の質問といたします。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 私から大きな1、ヒグマ出没による対応についての
(1)、(2)、(4)についてご答弁を申し上げます。

初めに、(1)ヒグマの目撃出没状況についてであります。本年9月7日現在、目撃につきましても54件であり、昨年度は32件で、22件の増であります。足跡及びふんにつきましても11件であり、昨年度は6件で、5件の増であります。捕獲につきましても1件であり、昨年度はゼロ件で、1件の増であります。なお、平成30年度から目撃情報が増加し、今年度は道道砂川奈井江美唄線の晴見地区、高速砂川吉野バス停東側出入口周辺、空知太地区など住宅地付近での目撃情報が増加傾向にあります。

続きまして、(2)ヒグマ出没による対策、取組についてであります。出没したヒグマの対応につきましては、北海道のヒグマ出没時の対応方針及び本市のヒグマ出没時における対応フローに基づき対応しているところでありますが、通常ヒグマの目撃、足跡及びふんを目撃した際、目撃者からの通報が市役所にあった場合は滝川警察署へ、滝川警察署に通報があった場合は市役所へと連絡を取り合い、通報の内容を共有します。その後、市では担当者が鳥獣被害対策実施隊員へ連絡した後、現場へ急行し、目撃現場の状況を確認いたします。現場の状況を踏まえ、出没付近のパトロールを実施するとともに、地域住民へチラシの配布や声かけ等による注意喚起を行うほか、教育委員会、砂川高校、子どもの国、森林組合などの関係機関へ連絡をしているところであります。

なお、8月26日から空知太地区の住宅地で出没しているヒグマにつきましては、市民

生活課による看板の設置、及びチラシの配布などの注意喚起、農政課による監視カメラ及び特殊な音波を発し、動物が危険と学習し、避けていく装置である忌避装置の設置、市民生活課と合同でのパトロール及び監視などを行ったところではありますが、その後も住宅地付近で頻繁に出没したことから、関係部署により対応について協議を行い、8月31日午後より高速道路西側側道の一部通行止め、すみれ公園の閉鎖に加え、ヒグマの移動状況を定点監視するため、5か所に職員を配置したところであり、9月1日からは午前7時半から午後6時まで実施しているところでもあります。また、教育委員会では、8月27日から空知太小学校及び石山中学校の保護者へ通知するとともに、登下校の安全対策を講じ、教育委員会職員が登下校に合わせ、パトロールを実施しているところであり、空知太保育所につきましても運動会の練習などを実施した際には職員を配置し、安全対策を図っているところでもあります。

住宅地周辺では、住宅地へヒグマが逃げ込む可能性もあることから、積極的に駆逐用の煙火による追い払いをすることは困難であり、また箱わなの設置につきましても立ち去ろうとしたヒグマを住宅地付近に誘引する危険もありますので、設置できないものと考えているところでもあります。今般のヒグマにつきましても、出没時の状況から人間を恐れて逃げるヒグマであることから、山林へ戻るよう対策を講じているところであり、ヒグマの移動状況を把握するための監視カメラによる監視、忌避装置を活用した追い払いを行うとともに、さらには9月1日に砂川消防署の協力により、逃げたと思われる原野などをドローンを活用した上空からの探索、9月2日には札幌市の専門業者の協力により、温度により動物を発見することができる赤外線カメラ付ドローンを活用した探索を実施いたしましたが、発見には至らなかったところでもあります。なお、9月7日まで監視カメラ及び忌避装置の設置、定点監視などを行ってまいりましたが、幸い9月4日未明の目撃以降目撃情報がなかったことから、9月8日以降は定点監視、通行止め、公園封鎖を解除し、現在は監視カメラによる監視及び忌避装置による追い払いを継続実施しているところでもあります。

続きまして、(4)今後ヒグマ出没を防ぐための方策についてであります。野生動物であるヒグマの出没を防ぐことは根本的に困難であります。地域住民等にとっては生ごみや飼料などの誘引物となるものの除去、住宅周辺の草刈りを実施し、緩衝地帯となるエリアを広げること、農業者にとっては電気牧柵の設置などの対策を講じることでヒグマに近づきたくない場所であることを学習させるための対策を取ることが有効であるとされていることから、取るべき対策や熊に対する注意について広報すながわ及び市ホームページで周知しているところでもあります。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 (登壇) 私から大きな1の(3)地域住民の生活への影響と周知などの対応についてご答弁申し上げます。

今回のヒグマは住宅地周辺で目撃されていることから、周辺地域におきましては朝夕の

散歩や周辺への外出の自粛、屋外にある飼料やコンポストなどの誘引物の撤去、学校へ子供さんが通っている世帯には車で送迎をお願いしているなど、ヒグマとの接触を避けるため注意を払いながらの行動を求めていることから、地域住民にとっては精神的な負担も大きなものと考えているところであります。今般のヒグマ出沒に対しての地域住民への周知などにつきましては、警察署では目撃情報があれば直ちにパトカーによる注意喚起の広報及び巡回パトロールの実施、市ではヒグマ出沒周辺地域への注意喚起看板の設置を行うとともに、空知太地区の4町内会へ目撃情報やヒグマの出沒地へみだりに近づかないことなど注意事項を記載した回覧を依頼し、ヒグマが飼料等の袋の持ち去りを確認した後は、再度屋外にあるヒグマを呼び寄せる原因になりうる誘引物の撤去、ごみの出し方などについての注意を喚起する文書の回覧をお願いするとともに、ヒグマ出沒地に隣接する市民へは個別に文書の配布を実施し、住民への周知を図っているところであります。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ヒグマの出沒状況ということで今ほど質問させていただいて、説明、答弁をいただいたところであります。連日のようにヒグマが出沒されたということで、市、さらには市の職員、さらには関係機関の皆様方のパトロールも含めて努力もされているということで、この場を借りて改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。こういったことが一つは住民の安心、安全な生活へ寄与できるものと思っております。

今ほど出沒状況も含めながら、どんな状況かということについては分かりました。今回私も改めて知らされたことは、まず農業地域とか山林関係においては農政課が担当の部分でありますけれども、これが住宅街のほうになっていくと経済部と市民部でそれぞれが別々の部分であるということも改めて感じさせていただいたところであります。また、たまたま私も8月15日、お盆のときと8月23日、ちょうどサービスエリアの西側のところから空知太の墓地のほうまで、散歩というよりもウォーキングをする機会がありまして、ゆっくり歩いている中で、ところどころに既に看板があつて、この後連日のように出沒ということがありましたけれども、鈴を持ちながら、ここはササやぶだし、出てもおかしくないよなと思ひながら歩かせていただいた経緯がございまして、そういったことから、あの辺の地域は目に焼きついている部分があります。そんなことから、先ほどお話をさせていただきましたけれども、今回は経済部と市民部といった部分があつたということで、熊出沒についてもいろいろな対応のための会議をされているかとはお聞きしますけれども、そもそも対応するための対策会議等がどういう形で行われているのかを含めてこの機会に聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 先ほどの答弁と重複する部分もありますが、ヒグマの対応については、基本的には農村地域に出るということから経済部農政課が対応することがほとんどであります。そういった関係から、市内のどこに出たとしても農政課に連絡が入ります

ので、まずは農政課が初動としては動きます。今回のときのような場合、住宅地に近い場合は市民部と共同しながら、それぞれ分担して、農政課については熊の動向の調査ですとか、今後熊をどうするかというところを考えながら、あるいは市民部については住民に対する注意喚起ということで分担してやるのですけれども、今回議員おっしゃるように8月26日以降毎日のように同じような場所で目撃されてしまったということから、経済部と市民部だけでは十分な安全対策が取れないという判断の下、特にそのための会議というのではないのですけれども、今後どうしていくかということをも8月31日に関係する部署に集まっただいて協議を行いました。副市長をはじめ、総務部長、市民部長、建設部長、教育次長、その他関係する課長と私とで今後どうしていこうかという協議を行っております。先ほど答弁したような対策を取っていこうということをもそこで協議して、実施しております。状況を見ながら、関係する部署を招集しながら対策を取っていくということで、具体的な何々会議というものを開催したということではございません。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 対応については、会議はされているということでは分かりました。ただ、先ほどの出没状況含めて、例年から比べても目撃回数、足跡の回数だとか、捕獲についても前年度よりもはるかに多くなってきているという報告もいただいたわけですから、それと例えば農業地域とか山林とかといったところが今まではどちらかというところが多かった部分が住宅地域へ近づいてきている。今回はたまたま空知太地域ということですが、さかのぼってみれば、晴見の近くだとか、晴見よりも下側のほう、葬儀会場の近くでも目撃がされているとかいったことを考えると、どちらかというところヒグマ自体が住宅地に近づいてきているということがあるのかと思っております。そうすると、私はこういった部分をしっかりと、目撃だとか出没があったときには早急な対応ということではしっかりとした対策会議なりが本来設置されていなければいけないのかと思うのです。そのためにも、今後こういった会議体を、何かあればすぐ対応できるという会議体を庁舎の中では持つべきではないかと思うのですけれども、この考え方はいかがなのでしょう。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 熊については、ヒグマについてはいつ出没するか分からないということから、すぐに対応を取らなければならない。会議を招集して、どうするかということをやっている暇があれば、まずは現場に急行して状況を確認して、今後の対策をその場で取るということをもまずは農政課が常にやっておりますので、基本的にはそういった対応を取るということなのですが、出没する場所によっては今回のように全庁的に取り組まなければならないということがよく分かりましたので、今回の経験を基に、今後こういう場所に出没した場合には、現場の対応は速やかに取るのですけれども、今後の対応を協議するという場の設定の仕方についてはしっかりと検討しながら開催してまいりたいと考えています。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 特に農林業の関係のところにしても住宅地にしても、人的被害とかといったことが恐れられているわけですから、そういった部分では、今の状況が変わっている以上、今お話があったようにしっかりと何かあればすぐ対応できるような体制づくりというのを今後やっていただきたいと思っております。

いろいろな形でやられているということはお聞きをしました。そこで、先ほど私もお話をしましたけれども、サービスエリアの西側から新石山団地、そして空知太墓地に向けて歩いている関係で周りを見させていただきました。ササやぶがあるという部分でありましたけれども、どちらかというと最近では熊が生息している地域と住宅地、要するに集落との間の緩衝帯というものが少なくなっているのだと思っております。果たしてそこが緩衝帯なのかどうかは分かりませんが、例えばサービスエリアにしても、西側のところはくぼんだ部分でササやぶがあったりしているということと、それと空知太墓地に向かっては途中までアスファルト舗装ですけれども、それから舗装がない。砂利敷きというのか、そこはたしかすみれ公園の東側になるかと思うのですが、あの辺りもほとんど周りがササやぶで、石山のほうを向くと結構長くササやぶあるといったことで考えると、ああいったところでも熊が出没してもしなくても、出没しないように防ぐためには緩衝帯というのが必要なのか、草刈りも含めてそういったことが必要だと思うのですが、この辺の考え方を聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 熊と人との距離を取るためには、議員おっしゃるように緩衝帯というのは必要です。基本的には、山から農村地帯に出てくるというところでいえば、山の際ですとか雑木林の際とかというところの草刈りをきちんとすることで緩衝帯が出来ますし、住宅地の周辺などの草刈りをきちんとすることでも緩衝帯はつくことは可能です。熊の行動、目撃情報などを基に、どこに緩衝帯があれば効果的かということについては、農家に出た場合は農家の皆さんに、草刈りをやることで熊が潜む場所がなくなるので、草刈りはしてくださいねという話はさせていただいてます。その上で、ふだん目撃情報がないような空き地ですとか道路の草刈りを、ヒグマのために緩衝帯をつくるために草刈りをするということは今のところは想定されておりませんので、熊の目撃情報がある場所、あるいはふだんから緩衝帯をつくるように地域の方や農家の方にお知らせをして、協力していただくということで緩衝帯をつくっていくということを考えております。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 緩衝帯をつくったらいいのではないですかと言葉では簡単に言えるのですが、あそこを歩いて見ても道路の脇は何となく民地だという、要するに民間の持っている土地だとかだと、民地を所有している人方の協力だとか、あとは地域の皆さんの協力を得ながら、熊が少しでも近づかないような方策としての緩衝帯の設置という

のか、取組ということも考えなければいけないのかと思うのですけれども、今後こういった部分を含めながらしっかりと検討というか、考えていただきたいとも思っております。

それで、地域住民の生活への影響と周知についても、先ほど市民部長からお話をいただきました。そういった部分での取組はされているということで、私もあの地域の何人かの方たちとお話をしたり、またその地域の方から、連日のように出沒するとパトカーがうちの自宅の横に配置されて止まっていて、散歩に行こうかなと思ったら、今危険ですから遠慮して家の中にいてくださいねという話があったり、また新石山団地から石山団地のほうにどうしても用事があるって行かなければいけないといったときに、やっと解除になりましたけれども、ちょうどサービスエリアの西側の道路をずっと封鎖していましたから、そのときにあちらまで行きたいのだけれども、ここは危険ですからねと言うと、市の担当者が上手にフォローしてくれて、行ったとかといったこととか、あとはサービスエリア自体が都市間バスの停留所もあるということで結構利用している方もおりますから、そういった部分ではあそこに常時パトロールで車が暑いさなかに止まって警備していましたから、そういう人方がうまくフォローしていたのだと思っています。

また、ほかの方たちは、若い熊のようだから、できたら駆除することなく山に帰すことができるのだったら自然に帰るようにしてほしいねという方もいらっしゃるでしょう、場合によっては山に帰ってもまた戻ってくる可能性もあるとなると、最終的に駆除ということも必要なのではないでしょうかとか、十人十色、それぞれ地域に住んでる方たちは安全、安心ということも含めながらいろいろな話があるというのが現実かと思っています。そういった声の一つ一つ聞いて対処するというわけにはいかないかもしれませんが、市が道の基準と市の考え方を含めて今回のやり方を実施しているわけですから、それをしっかりとやっていただきたいと思っています。先ほどお話がありましたけれども、先週の土日あたりから熊の出沒の情報もほとんど入ってこなくなってきた、私の場合はたまたま教育委員会の家庭教育サポート企業の会員ということで、熊情報が常にメールで届いていたものですから、こんな状況になっているのだなという、情報があるということは大変ありがたかったと思いますし、そんな情報も見ながら対応されているのだなとも考えさせていただいておりました。

そこでもう一つ、地域の方たちから、1つは周知しました、こういうことで情報提供してもらいました。もう一つの情報提供として、例えば熊が移動してきましたよね、そうするとこの地域に熊の出沒は今はないよねといった、どんな状況かという後の情報もできたら欲しいのだけれどもという話がありました。この辺は、市民部として住宅地に向かっての周知案内しましたけれども、対応はどういう形をされていたのか、もしあるのだったら聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 今回の町内会への周知に関しましては、空知太の国道東側の広

い地域、主に空知太東3条3丁目周辺、東3条6丁目周辺に目撃情報、出没しているということで、石山団地町内会、空知太第5町内会、新石山団地町内会、空知太すみれ町内会の4町内会の会長さん宅を訪問して、目撃情報や注意事項、現在の市の対応状況などを説明し、チラシの回覧をお願いしてきたところでございます。会長さんからは、先ほど議員さんがおっしゃったように、熊がどこにどんな感じで出没しているのか、あるいは何頭いるのかという現状を確認する内容の質問もいただいたところでございます。昨日、熊がここ数日いないということで、また会長さんのほうにお邪魔をいたしまして、現状市でこういう定点監視とか、あるいはカメラとか、そういう中で熊が写っていないということで、現状この地域には現在いないという情報も会長さんに伝え、現状の部分の状況についても町内会さんには伝えるようなことは必要と考えております。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 特に熊が出没している地域の人方の一つの声としてしっかり受け止めながら、安心してもらうためにもその後の経過も含めた情報提供というか、周知は徹底してほしいと思っていますので、これはより一層頑張ってくださいと思っています。

最後に、今後の方策、対策といったことからお話をさせていただきたいと思います。先ほどの1回目の質問の答弁の中でもいろいろお話をいただいておりますけれども、まずは今回の熊が出没、目撃をされているということから、例えば市の担当者の関係でいえば出没を防ぐという方策も考えなければいけないと思うし、またちょうど秋から冬にかけて冬眠する前の大量出没予測をするだとか、あと出没への対処、また出没の教訓を生かす。というのは、今回は前年度以上に熊の出没、目撃、足跡、捕獲といった部分では前年度を上回っておりますから、今回のこういう事例がある部分では生かされていかなければいけないだろうと。

ですから、出没の教訓を生かすということも努力してほしいと思うし、またこれは長期的対応ということで、砂川市だけの話ではないのです。というのは、私も若いときから聞いているのは、砂川、奈井江、美唄、三笠、この山あいにはヒグマの通り道だという話はずっと聞いておりましたから、そもそもいるというのは分かっていました。ただ、まさかどんだん市街地のほうまで来るといえるのは思ってもいなかったのですけれども、そうすると砂川市だけの話ではないのだなと思っています。近隣の自治体との連携といったことも必要になってくるし、また山林でいえば道有林もあれば国有林もありますから、そういった部分の関係機関との連携というのも必要になってくるし、そういったときに熊の生態とかを含めた長期的に知るという対応も必要なかとは思っております。

また、一般向けについても、先ほど市民部長からの答弁の中にもありましたけれども、熊の生態を知るということから、ヒグマというのは嗅覚、聴覚が非常に優れていて、走る速さは時速40キロにも達しますというような通常の話があります。また、熊との遭遇を避けるためということで、基本的には生ごみや放棄果樹など誘引物を除去することが重要

であるということ、また砂川市内でも被害がありましたけれども、飼料、作物等の周辺への電気柵の設置だとかといった部分の人身被害を防止するといったことが必要であるということ、それと出没を防止するということの関係からは、先ほどお話をしたように、緩衝帯の設置だとか誘引物の除去、例えば生ごみだとか、今なら家庭菜園がありますし、これから収穫の時期ですから、そういう関係も関連してくるといったことを含めてあると。ただ、こういったことはうたわれておりますけれども、私は今一番足りないのは、熊が出没、こんな状況の中でも熊についての専門家がいるのだろうかと思っています。それは難しいのではないのというのは、道内の状況を見ましても、北海道にはヒグマの会というのがあります、これは酪農学園大学内に事務局があったり、あとは専門の職員というか、専門官なのでしょうね。地方独立行政法人北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所内にそういった方たちもいます。ですから、今回の出没を通して検証もして、調査分析をして、今後予測もしなければいけないといったことのためには、このような専門の人方の助言なりも必要なのではないかと考えております。そういった点についてはどんな考えをしているのか聞かせただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 今後のヒグマ対応に向けて、専門家の意見を活用したらというお話だと思います。実は農政課の職員は全員鳥獣被害対策実施隊員になっておりまして、一定程度ヒグマが出たときの対応については、日頃目撃情報があつて出動しますので、その辺についてはほぼできるのですけれども、今議員おっしゃったように、そもそもヒグマの生態ですとかについてはなかなか、ヒグマに対する専門家ではありませんので、出た場合の対応についてはある程度経験上やっていけるのですけれども、そういったところの知識については十分ではない部分もありますので、先ほどありました道総研、これは振興局経由で協力はいただけるようなのですけれども、そういったところの活用ですとか、あるいは熊対策するに関わる業者さんからもかなり専門的なご意見をいただけるということもありますので、そういったところも踏まえながら、今後専門家のご意見をいただくことについては少し検討をしてみたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 どうしても我々では分からない部分があるかと思っています。専門の方たちの力を借りることも大事だと思いますので、検討していきたいということでもありますので、ぜひ前向きにしていきたい。

一例ですけれども、2003年、今から17年前、都市名は言いませんけれども、当時17万人の人口を擁している港湾都市の中で熊騒動が起きました。情報が錯綜して、猛獣だというのがどうしても前面に出た。その後どういう状況だったかといったものを専門の人方が改めて検証していくと、最終的には1頭の熊だけであったと。決して猛獣という扱いではなくて、報道を通したり、皆さんの口コミ、口コミという言葉は失礼かもしれませ

んけれども、いろいろな情報が伝わることによって拡大してしまったといったことがあります。それによって本来大事な必要とされる情報の下での活動ということができ得ていなかったという話も聞いております。それを後で検証したときも、専門の方が改めて確認をしながらいくと最終的には2頭のうわさが1頭の熊で、最終的には山に帰っていったということがありますので、我々の分からない、もしくは不得手な部分の専門性については外部の方のしっかりとした的確な情報を得ながらの対応というのが今後より一層必要になってくるのかと思っていますので、その辺もやっていただければと思います。

大体私の質問としてはこういう形で終わりたいと思うのですけれども、こういった部分について関係機関も含めて努力をされてきましたけれども、特に住民の安心、安全な生活を守るということからも、ふだん余り市長には振らないのですけれども、市長の考え方もし聞かせただけであればありがたいと思うのですけれども。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 今回話が大きくなったのは、住宅地に毎日のように出ると。今までは山の中ですから、ある程度市長に報告は来ますけれども、私がそんなに関知しなくても、原課と、それから鳥獣実施隊ですか、その方たちの中で山の奥のほうで処理していただいたというのがあるのですけれども、今年最初に吉野さんのところに熊が出て、鶏の飼料が持っていかれたと。そのときに、人里に成獣の熊が出たということはまた来ると、そのときにすぐわなを仕掛けなさいと。まちなかでは仕掛けられないけれども、あそこは山の中だから、たまたまそのときにはその1頭はすぐ捕獲できたのですけれども、その後住宅地内出てきたやつは毎日のように出ていて、取りあえず親熊もいるという情報を最初に聞いていましたので、職員の監視体制、警察だけでは恐らくずっと見ているのは無理だろうと、だから市としてはそれぞれ職員が張りついてそれを監視しなさいということまでは私から指示をしたわけでございますけれども、改めて市の使命というのは、住民が要するに熊によって被害を受けないということが、人命が第一でございますから、そういう点を重視してやったわけでございますけれども、正直言って難しいと。

住宅地ですから、どうしたらいいのだということが今回非常に担当の部が苦労したのだろうと。バリアトーンという機会があるので、あれが思いのほか効果があったように聞いています。あれによって奥のほうに追い込んでいって、自然と高速道路の向こう側に返してやるという方向まで見えたのですけれども、来年度以降どうするのだと。またあちらの道、ゴルフ場がどこか、人がいなくなったところからまた下りてくるのではないの、また来年になるととか、そういう問題も含めて問題はまだ解決していませんけれども、来年に向けて住民の安心、安全を守るために来年以降の熊対策をどうするのだということもしっかりこの後検証しながら対策を取っていかないと、毎年同じことを繰り返すようなおそれもあると。今までと違うところに出たものですから、その辺も注意しながら、原課中心にしっかり対応していきたいと思っています。

○副議長 増山裕司君 一般質問は終了しました。

◎散会宣告

○副議長 増山裕司君 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。

散会 午後 2時58分